

特別永住者の戦後処理 関連法の分析¹

特別永住者弔慰基金の設立に向けて

国際関係分科会

中央大学 横山彰研究会 国際班
佐伯勇介² 清水美沙子³ 田多井大輔⁴

2004年12月

¹ 本研究は、2004年12月11日、12日に開催される、I S F J（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2004」のために作成したものである。本研究の作成にあたっては、横山彰教授（中央大学）、内海愛子教授（恵泉女子大学）、イ・ヒョナンン助教授（中央大学）、在日本大韓国民団西東京地方本部事務局長の宋在植様、朝鮮総合連盟の金涼子様、崔曙哲様、および戦後補償を求める会の事務局の方をはじめ、中央大学政策文化総合研究所準研究員矢尾板俊平氏、貴重なご意見をくださった横山研究会の先輩方、同期の皆様をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本研究にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

² 中央大学総合政策学部政策科学科3年 w2105007@fps.chuo-u.ac.jp

³ 中央大学総合政策学部国際政策文化学科3年 w2211010@fps.chuo-u.ac.jp

⁴ 中央大学総合政策学部政策科学科3年 w2104001@fps.chuo-u.ac.jp

要旨

本研究では、戦時中日本人として日本軍の軍務に従事しながらも、戦後どの国からも補償を受けていない元軍人・軍属⁵の特別永住者に注目した。日本の戦後補償制度は、補償の対象者を日本国籍を持っている者だけに限定している。特別永住者は戦時中までは日本国籍を持っており、日本人と同様の働きをしたのにも関わらず、特別永住者は現在補償されていない。

彼らに対する補償がなされていない理由は、戦後処理関連法の中にある、国籍条項と呼ばれる条文や附則の存在である。国籍条項は、日本国籍を有していることが、補償対象となることを規定している。なお、特別永住者は、サンフランシスコ講和条約締結時に国籍選択の機会もなく、日本人から外国人となり、この国籍条項による補償の対象外となったのである。

日本政府の見解として、外国人に対する補償は、相手国との二国間交渉によって実施するという姿勢であるため、国籍条項の設置と維持を問題視していない。しかし、現実には、日韓協定締結時の補償内容では彼らは補償対象外となり、また台湾との国交が断絶してしまっている現状や、北朝鮮との国交もいまだ樹立していないことから、国家間での交渉による解決は難しい状況になっている。特別永住者は日本からも出身国からも未だ補償を受けていないのである。

特別永住者は、補償を受けていない現状が法の下での平等に反するとして、国籍条項の撤廃を求め、国を相手取り訴訟を起こしてきた。しかし司法府は一貫して立法府の裁量により補償される途があるため、差別状態にあるもののそれは合理的な理由によるものであり、国籍条項は合憲だとしている。また国際人権法、市民的及び政治的権利に関する国際規約の監視機関から、日本が補償していない状況に対して批判が出ている。さらに旧宗主国の植民地出身者の元軍人・軍属への補償政策の比較からも、日本が補償を行う必要性が見出せる。

そこで本研究では、日本が特別永住者に対して補償を実施する主体であると考え、補償の実施に向けての政策提言を行う。その上で過去の政府の姿勢や方針を考慮すると、特別永住者に対する「補償」の実施が難しいことが見える。しかし、人道的観点に立った「弔慰金」の実施は先例もあることから可能だと本研究では主張する。さらに、弔慰金を支給する方策として、特殊法人「特別永住者弔慰基金」の設立を提言する。

⁵ 「軍人・軍属」の詳しい定義については、本研究の付録を参照されたい。

《目次》

はじめに

第1章 問題意識

- 1-1. 問題意識
- 1-2. 先行研究

第2章 現状把握 —特別永住者と現在の補償状況—

- 2-1. 特別永住者の歴史
- 2-2. 日本の戦後補償制度
 - 2-2-1. 戦後処理関連法
 - 2-2-2. 国籍条項
 - 2-2-3. 国籍条項設置の理由
 - 2-2-4. 補償金額

第3章 特別永住者に関する取り組み

- 3-1. 特別永住者に対する戦後補償
 - 3-1-1. 韓国と日本の外交関係と戦後補償
 - 3-1-2. 北朝鮮と日本の外交関係と戦後補償
 - 3-1-3. 台湾と日本の外交関係と戦後補償
- 3-2. 日本の特別永住者への補償と現状
 - 3-2-1. 特別永住者への戦後補償をめぐる国会審議
 - 3-2-2. 特別永住者への戦後補償についての日韓局長級会談での
言及
 - 3-2-3. 「平和条約国籍離脱者の戦没者遺族への弔慰金等支給
法」
成立の経緯

- 3-3. 特別永住者の取り組み
 - 3-3-1. 特別永住者による戦後補償請求裁判
 - 3-3-2. 市民団体の取り組み

- 3-4. 3章のまとめ

第4章 補償主体と国籍条項の妥当性の検討

- 4-1. 補償すべき主体

- 4-2. 国籍条項の妥当性の検証 I
 - 4-2-1. 日本の最高裁判所の判決
 - 4-2-2. 論点の整理

- 4-3. 国籍条項の妥当性の検証 II
 - 4-3-1. 国際人権規約と規約人権委員会
 - 4-3-2. 規約人権委員会からの勧告
 - 4-3-3. セネガル・ケース
 - 4-3-4. 自動執行的性格

- 4-4. 本章のまとめ

第5章 政策提言 —特別永住者への支払いに向けて—

- 5-1. 「人道的観点」からの支払いの必要性

- 5-2. 「平和条約国籍離脱者の軍人・軍属及び遺族等への弔慰金支給法」制定
への提言

- 5-3. 特別永住者弔慰基金 —政策提言の実現の可能性を高めるために—

終わりに

付録

参考文献・データ出典

はじめに

来年は、終戦 60 周年を迎える。60 年という年月を経て、日本とアジア各国との間で経済的、文化的また人的交流が活発になってきた。しかし、前向きな関係が構築されている一方で、アジア各国から日本に対して戦後補償に関する批判が出されていることも否めない。戦後補償はアジア関係にとって大切な要素の一つだと考えられる。戦後補償といっても、国家間賠償や、個人に対する賠償、企業による賠償などさまざまなものがある。日本は、戦争で被害を与えた各国とは国家間による賠償を行っている。個人補償を着目してみると、国内で補償を実施しているのは日本国籍を持つ者で戦争時に軍人・軍属として軍務に従事した者及びその関係者に対してなどである。しかし、特別永住者と呼ばれる旧植民地(本研究では、大韓民国〔以下、韓国と記述〕と朝鮮民主主義人民共和国〔以下、北朝鮮と記述〕と台湾)出身の人々⁶は、日本国籍を持っていないため、同じ日本軍の軍務に従事していたにも関わらず、未だ補償がなされていない。

そこで本研究ではこの点に注目し、私たちの理想の社会状況を、「日本軍の一員として軍務に従事した者への補償は、現在の国籍に関わらず同様に日本が補償する社会」と位置づける。この論文で対象とするのは特別永住者の中でも、軍人・軍属とその関係者に限る。なぜならば、日本の戦後補償は国内における民間人に対しても完全に終了しているとは言えない。そのため、日本でも解決されていない問題を特別永住者全般に当てはめることは逆差別の可能性を生むからである。加えて、日本人の軍人・軍属に対する補償は年金という形で毎年補償がなされているが、特別永住者の軍人・軍属とその関係者には補償がなされていない。そこで、本研究での対象を特別永住者の軍人・軍属及びその関係者に絞った。

特別永住者について詳しく述べると、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例」という法律で規定された「特別永住」という在留資格を持っている、旧植民地出身者である。本研究では、特別永住者の定義として手塚(1996)の意見を利用し「日本国との平和条約の発効により、日本の国籍を離脱した者で、終戦前から引き続き本邦に在留している者及びその子孫、すなわち、在日韓国・朝鮮人及び在日台湾人ならびにその子孫」とする。また本研究では、「補償」と「弔慰金」という言葉が使用されるが、「補償」とは国家がその責任を認め、それを受けた法的対応として支払うことを意味しており、人道的な意味合いだけではないものと位置づけている。「弔慰金」は人道的立場に基づいた支払いであり、「補償」ではないと位置づけている。したがって、本研究では「補償」と「弔慰金」が使い分けられている。

以上のことを踏まえ、特別永住者に対する戦後補償について本論で論じていく。

⁶ 本研究では、「旧植民地出身者」と「特別永住者」が指す人々は同じである。ただ、特別永住者という制度上の枠組みが成立する前に関する記述である場合は「旧植民地出身者」という言葉を使用し、その枠組みが成立した以降に関する記述である場合は「特別永住者」と記述する。

第1章 問題意識

第1節 問題意識

本研究の目的は、特別永住者の軍人・軍属に対して国籍を理由に戦後補償を実施していないという法制度上の不備とその背景を明らかにした上で、戦後補償における特別永住者の現状を是正するために、実現可能性を持った政策提言を行うことである。

このことが重要な問題だと認識している理由として、大きく分けて3点挙げられる。1点目として、特別永住者が戦時中日本国籍を有しており、日本人と同様な軍務に従事していたが、彼らの国籍や、戦後の日本の韓国、台湾、北朝鮮等との外交関係の変化などが要因となって補償が行われていないことである。2点目として補償を受ける対象者が今や高齢になり、亡くなりつつあるため、早急にこの問題を解決しないと、永久に解決が不可能になりうるという緊急性があることである。3点目として、戦後補償が特別永住者を対象外としている不備に対する国際社会からの批判が挙げられる。

本研究の貢献は、まず特別永住者に対する戦後補償に関して、法律的観点や歴史的観点から特別永住者に対して補償がなされていない現状が形成された背景も考察することである。さらに、その不備改善のために可能な方策をも提言することによって、日本がこの問題にどのように対処していけば良いのかを提示することである。

本研究は、以下のように構成されている。第2章では戦後補償に関して特別永住者がおかれている現状を理解するため、彼らの歴史を通観するとともに戦後処理関連法の現状や支給状況を明らかにする。第3章では、特別永住者の各出身国と日本が彼らに対する戦後補償において、どのように関わっているのかを外交関係や国会審議録から検証する。また特別永住者たちの声として訴訟や市民団体の動きを考察していく。これらのことにより、特別永住者が各出身国と日本のどちらもから補償を受けられていない存在であることを指摘する。第4章では国籍条項の妥当性の有無を内外の法的判断を基に分析し、また日本が補償すべき主体であるか否かを旧宗主国の戦後補償を比較する。そして第5章では、これまでに明らかになった社会状況等を参考に、また本研究での理想の社会や本研究の目的の方向性に従いながら、実現可能性を考慮した政策提言をおこなう。

第2節 先行研究

本研究は上述したように、特別永住者の元軍人・軍属およびその関係者への戦後補償が実施される社会を目指し、実現可能性の高い政策提言を行うことを目的としている。以下この問題を扱っている先行研究をまとめることで、本研究の位置付けを示す。

先行研究を大きく分けると以下のようなになる。

- ①. 日本の特別永住者への戦後補償状況を総論的にまとめ、戦後補償の実施を主張している

もの

- ②. 国籍条項を国内法から分析したもの
- ③. 国籍条項を国際法から分析したもの
- ④. 補償するための方策を法案にまとめたもの

①の代表的なものとして、田中宏（2003）による研究が挙げられる。①の多くは、特別永住者の歴史的な背景に加えて、実際に特別永住者で日本の元軍人・軍属の裁判経過を紹介している。加えて、彼らへの補償制度や在留資格などの日本の政策の変遷を記述し、補償の必要性を主張している。

②の研究としては、特別永住者が戦後補償を求めた裁判の判決を解説し、コメントしているものがあげられる。代表的な論文として、岡本（2002）、日本弁護士連合会（1997）、佐藤（2001）があげられる。これらは国籍条項が日本国憲法 14 条違反であると主張し、判決が違憲としていないことの不合理性を指摘している。

また③の国際法からの分析をしたものとして、藤原（1997）、中川（1996）、萩野（1996）の研究が挙げられる。「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の監視機関である規約人権委員会の見解を引き、国籍条項の違法性を主張している。②、③の両研究は共に国籍条項の違法性を示している。

最後に④に該当する研究として、今村・鈴木・高木（1999）と民族差別と戦う連絡協議会（1989）の研究を挙げる。これらの研究に共通する点は、特別永住者の元軍人・軍属に対して戦後補償を行うために独自の法案を作成している点である。さらに、これらは第二次世界大戦中に日本が行った行為を非人道的行為とし、国家責任の追求そして国家責任のもと戦後補償を行うための、基金の創設を提唱している。しかしこれらの法案は実現可能性が低いようにおもわれる。

本研究は、過去の研究のあらゆる視点、要素を含んだ横断的かつ総合的な研究になっていると考える。また政策提言に関しては、現実性を分析した上で実現可能性の高い政策提言を行った点が、今までの先行研究との違いであろう。

第2章 現状把握

－特別永住者と現在の補償状況－

本章では、本研究が焦点を当てる特別永住者と戦後補償についての現状を記す。特別永住者はどのように誕生したのかを歴史を通観することで明らかにし、また戦後補償に関しては現在の日本の戦後補償法制度がいかなるものかを確認することで、現状を浮かび上がらせる。

第1節 特別永住者の歴史

1895年の台湾の獲得、そして1910年の日韓併合により、台湾人、朝鮮人⁷は、大日本帝国民として生きるようになった。彼らは日本の植民地政策、例えば日本による土地調査事業による土地収用、産米計画や、軍事工場への配置などにより、生活が脅かされ、中には朝鮮での生活が苦しくなり、新たな生活の場を求めて日本に移り住む者もいた。1941年に太平洋戦争が始まると、朝鮮半島と台湾から多くの朝鮮人、台湾人が軍人・軍属として、また不足している工場の労働力を補うために移住をすることになった。1939年～1945年の約6年半の間におよそ70万人が連行された。これが「強制連行」と呼ばれているものである⁸。【表2-1】は朝鮮人の日本への移住の数を示した表である。日本の植民地政策や強制連行が行われた年には、朝鮮から日本に移り住む者がひとときわ多くなっている。さらに日本は朝鮮において「内鮮一体」を掲げ、創氏改名や民族教育の撤廃の強要など、「日本人化」を推し進め、日本への忠誠心を強いて日本のために戦い、生きることを求めた。

【表2-1】 在日朝鮮人数

元号	西暦	人口数	備考	元号	西暦	人口数	備考
大正元年	1912年	3,171		4年	1929年	275,206	
2年	1913年	3,635		5年	1930年	298,091	
3年	1914年	3,542		6年	1931年	311,247	
4年	1915年	3,917		7年	1932年	390,543	
5年	1916年	5,624		8年	1933年	456,217	
6年	1917年	14,502		9年	1934年	537,695	
7年	1918年	22,411		10年	1935年	625,678	
8年	1919年	26,605		11年	1936年	690,501	
9年	1920年	30,189		12年	1937年	735,689	
10年	1921年	38,651		13年	1938年	799,878	
11年	1922年	59,722		14年	1939年	961,591	
12年	1923年	80,415		15年	1940年	1,190,444	強制連行開始
13年	1924年	118,152		16年	1941年	1,469,230	

⁷ 本研究における、1913年9月の北朝鮮5国以前の「朝鮮」という表記は、朝鮮半島を意味する。従って、北朝鮮建国前の「朝鮮人」は朝鮮半島を意味する。
⁸ 日本の強制連行の指名式には、総督府と会社（労働者の募集期）総督府が指名する自願連行の有無をいわせない指名式である。徴用期に分けられていない。参照：樋口雄一（2002）『日本への強制連行』456頁。

出典：「在日朝鮮人の処遇の推移と現状」（1955）『法務研究』43 集 3 号を基に横山研究会国際班作成

朝鮮人・台湾人の植民地出身者が解放されたのが日本のポツダム宣言の受諾時であった。彼らは当時 230 万人に達していたが、その後本国へ 150 万人以上の人々が帰還した。日本に残ったのは、1946 年の連合国軍による在日朝鮮人に対する帰国希望調査時でおよそ 64 万人であった。ここで留意したいことは、帰国した人の大半は強制連行によって連れてこられた朝鮮人・台湾人であるということだ。つまり 1939 年以降の強制連行された朝鮮人・台湾人の大方が戻り、それ以前にいた、特に朝鮮人が本国に帰る割合は極めて低かった。その理由は朝鮮の社会の特徴を考察することで見出せる。樋口（2002）の意見によると朝鮮社会は血縁社会であり、親族のつながりが生活の中で極めて重要となる⁹。強制連行された人々は、朝鮮半島に住んでいる親族とのつながりが完全に切れなかったため、多くが帰国したのである。くわえて日本に連行されても、すぐに軍隊または工場等に配置されたため、日本に生活基盤を持たなかったことも帰国した大きな理由である。一方、以前から日本にいた人々は、親族を中心に朝鮮人の集落を日本に開き、生活基盤ができていた。その結果として、本国とのつながりも薄れていたため、戦後帰国しなかったというよりは、帰国しても生活基盤がないために帰国できなかったとみられる。

彼らの日本での位置づけが大きく変化したのが、1947 年 5 月 2 日に公布・施行された「外国人登録令」（勅令 207）である。それまでは、「帝国臣民」、つまり日本人としての扱いであったが、朝鮮人および台湾人は、この勅令の適用により、「当分の間、これを外国人とみなす」として、彼らは日本国籍を有しながらも外国人として扱われ、外国人登録が義務付けられることとなった。その 5 年後の 1952 年、旧植民地出身者の状況はさらに変化する。1952 年 4 月 28 日のサンフランシスコ講和条約の発効による主権回復を見込んだ日本政府の通達¹⁰により、「旧植民地出身者は『日本国籍』を喪失し、したがって『外国人』になった」、との見解を日本政府が打ち出した。つまり、帝国臣民として日本国籍を保有していた在日の台湾・朝鮮人達は、国籍選択の機会を与えられることなく日本国籍から除籍されたのである。日本国籍を失ったことにより、彼らは外国人になり、現在でもそうだが異国に滞在するには「在留資格」が必要となった。日本政府は彼らに対して、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」（以下、法 126 と表記）により、「別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定さ

⁹ 前掲樋口参照。

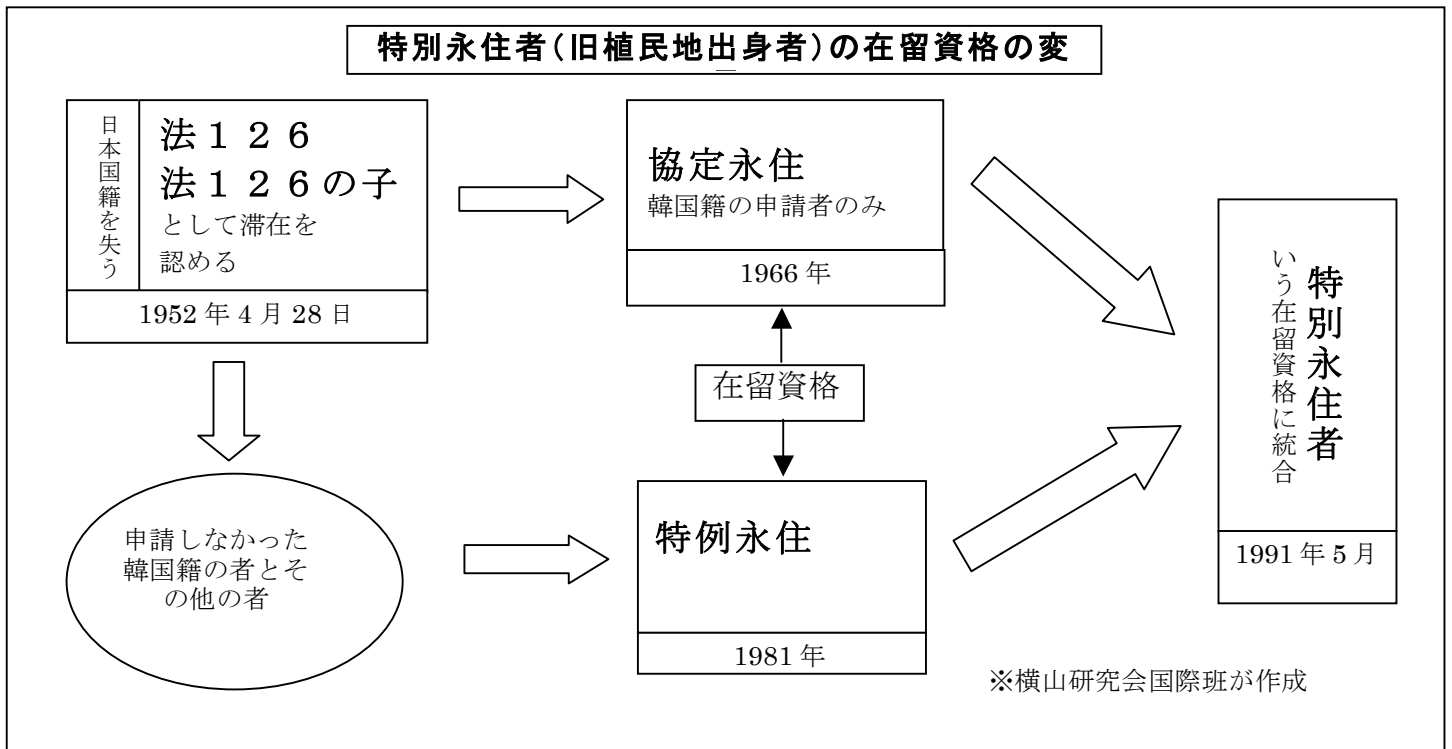
¹⁰ 法務府（現在の法務省）の「民事局長通達」によって示された。その骨子は

- ① 朝鮮人及び台湾人は、（日本）内地に在住するものも含めてすべて日本国籍を喪失する。
- ② もと朝鮮人または台湾人であった者でも、条約発効前の身分行為（婚姻・養子縁組など）により、内地の戸籍に入った者は、引き続き日本国籍を有する～除かれた者は、日本の国籍を喪失する。
- ③ もと内地人であった者でも、条約発効前の身分行為により、内地戸籍から除かれた者は、日本の国籍を喪失する。
- ④ 朝鮮人および台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様に帰化の手続きによること。その場合、朝鮮人および台湾人は、国籍法にいう「日本国民であった者」および「日本の国籍を失った者」には該当しない。

れるまでの間、引き続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる。」と在留権を認めた。この法律により日本での在留権を与えられ、旧植民地出身者は「法 126」と、そして彼らの子どもは「法 126 の子」とされた。

その後韓国と北朝鮮が建国され、日本は 1965 年に韓国と国交正常化を果たした。それに伴い在日韓国人についての「日韓法的地位協定¹¹」が同年に締結された。この協定は、在日韓国人に対しては 1966 年から 5 年間に限り日本政府に申請すれば、「協定永住」（在留資格）が許可されることになり、彼らの子どもも出生によって協定永住という在留資格が取得できることを定めている。また 1981 年の入管法改正によって、法律名が「出入国管理令」が「出入国管理および難民認定法」（いわゆる入管法）に変わったとき、協定永住を取得しなかった者（約 27 万人）を特例により「永住」（特例永住という在留資格）を許可する制度が導入された。そして 1991 年 5 月に公布された「入管特例法」によって、それまで「法 126」「法 126 の子」「協定永住」「永住者（特例永住者）」という同じ歴史的背景を持つ旧植民地出身者に対して 4 種類あった在留資格の枠組が、「特別永住者」という在留資格に統一された。

【図 2-2】特別永住者の在留資格の変遷



このように、大日本帝国が戦争を遂行するための植民地政策により、母国での生活苦のため、また戦争遂行のために日本に連れてこられた旧植民地出身者は、サンフランシスコ平和条約を境に日本国籍から外国人となり、その後も在留資格の枠組みが幾重にも変化しながら、現在の「特別永住者」と呼ばれる枠組みに辿り着いたのである。

¹¹ 正式名称は「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」。

第2節 日本の戦後補償制度（戦後処理関連法）

本節では日本が戦後、軍人・軍属及びその関係者に対して、いかなる補償を行ってきたかを一連の戦後補償法を通して確認していく

2-2-1. 戦後処理関連法

1952年、この戦後補償の軸になる重要な法律が制定された。それは、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（以下、援護法）である。この法律は「国家補償の精神に基づき、軍人・軍属等であった者またはこれらの遺族を援護する」（第1条）に基づき、戦傷病者やその関係者または戦没者の遺族に弔慰金や遺族年金を支給することを定めている。以降この法律を軸に戦後処理関連法が制定されていき、年金等のお金の支払いによる戦後補償が行われていった。それらが【表2-3】の②から⑬の一連の法律であり、軍人・軍属またその関係者を幅広く補償していることが法律名からも読み取れる。

【表2-3】 戦後処理関連法一覧

種類	番号	法律	国籍項	制定月
戦傷病者 及法律 戦没	①	戦傷戦没遺族援護	附則項	5年8月
	②	恩給	9条号	5年8月
	③	旧軍等遺属等恩給関係法律	☆	56年2月
	④	戦没等遺属等恩給関係法律	☆	6年8月
	⑤	戦傷等遺族	4条項	6年8月
	⑥	戦没等遺属等弔慰金給	2条	6年8月
	⑦	戦傷等遺属等弔給金給	3条	6年8月
	⑧	戦没等遺属等弔給金給	☆	6年8月
未還者	⑨	未還留家療護法	2条	5年8月
	⑩	未還者関係措置	☆	5年8月
引揚	⑪	引揚給金給	4条	5年8月
	⑫	引揚等特別恩給関係法律	3条	6年8月
	⑬	平和憲法関係法律	4条	8年8月
被爆	⑭	★原爆被害者関係法律		5年8月
	⑮	★原爆被害者特別措置関係法律		6年8月
台湾者	⑯	台湾民等戦没者遺属等 弔慰金関係法律		8年8月
		特定恩給給金関係法律		8年8月
特別法	⑰	平壤回籠脱戦没遺族の恩給給		0年8月

出典：田中宏 『在日外国人』 岩波新書 2003年を基に横山研究会国際班作成

注：★印は日本国民も外国人も平等に扱われる。

国籍条項の☆印は援護法の関係から国籍要件がある。

恩給法は、23年4月に制定され、46年2月に廃止された。53年8月は再制定日。

2-2-2. 国籍条項

幅広く軍人・軍属およびその関係者を補償する法律が日本にはあるが、特別永住者の軍人・軍属およびその関係者だけはその補償対象に含まれない。各法律には国籍条項または戸籍条項と呼ばれる条文または附則があり、補償対象を日本国籍保有者（または戸籍法の対象者）に限定している。以下がその該当する条文である。

国籍条項に該当する条文

戦傷病者戦没者遺族等援護法 附則第二項

戸籍法の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

恩給法 第9条1項3号

年金タル恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利消滅ス

3. 国籍ヲ失ヒタルトキ

戦傷病者特別援護法 第4条3項

3. 戦傷病者手帳は、日本の国籍を有しない者には、交付することができない。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 第2条

この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成11年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金を受ける権利を取得した者で、同日において日本の国籍を有しているものをいう。

未帰還者留守家族等援護法 第2条

日本国との平和条約第11条に掲げる裁判により拘禁されている者及び同条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者であつて、その拘禁を解かれまだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者とみなす。但し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

引揚者給付金等支給法 第4条

引揚者で、昭和32年4月1日において日本の国籍を有するものには、引揚者給付金を支給する。

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 第3条

次に掲げる者で、昭和42年8月1日において日本の国籍を有するものには、特別交付金を支給する

出典：青山善充・菅野和夫(2004)『六法全書』有斐閣を基に横山研究会国際班が作成

これらの法律により、前述した通り日本国籍を持たない、特別永住者の元軍人・軍属およびその関係者は補償対象には含まれていない。また、いくつかの戦後処理関連法には国籍条項がないものもある。しかし、戦後処理関連法の中心軸である援護法の援用により、条文・附則がなくとも国籍条項が適用されている。また1965年に日韓協定が結ばれるまでは韓国籍の特別永住者は帰化することで、国籍条項の壁を破ることは厚生省援護局援護課長の通達により認められていた。しかし、1966年日韓協定の締結と厚生省援護局援護課長の通達により適用外となることが決められた¹²。

ただし、被爆者を対象とする2法は例外的に日本国籍を有していることを条件とせずに補償が行われている。また、旧植民地出身者のなかでも台湾出身者に対しては、1988年になってから「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」により弔慰金の支払いが開始された¹³。これらの法律に加えて、特別永住者全体は2000年4月に自民・公明・保守の三党により「平和条約国籍離脱者の戦没者遺族への弔慰金等支給法¹⁴」が制定され、弔慰金の支払いが行われた。

つまり、サンフランシスコ講和条約の発効による日本の主権回復を契機に、それまで日本国籍を有していた旧植民地出身者は国籍選択の機会を与えられないで日本国籍を除籍された。そして、その後すぐに制定された援護法をはじめとする戦後処理関連法の国籍条項によって、補償を受ける対象からはずされたことになる。

2-2-3. 国籍条項設置の理由

¹² 1966年11月30日厚生省援護局援護課長の通達によると「日韓協定の趣旨からは、同日以後韓国籍のものが日本に帰化しても法の適用を受けることはできない。なお、台湾出身者については従前どおり。」となっている。

¹³ 台湾出身者のみに対して補償された理由は3-1-3参照。

¹⁴ 詳しくは3-2-3を参照。

それでは、なぜ国籍条項は設置されたのだろうか。第 96 回国国会会期中の衆議院社会労働委員会第 4 号（昭和 57 年 4 月 1 日）の審議録に、米沢隆議員と北村和男厚生省援護局長の討議の中で設置理由が述べられている。

米沢議員の「・・・国籍要件を入れたというその背景と理由について説明してもらいたい」との発言を受け、北村局長は以下のように述べている。「…援護法の考え方といたしましては、恩給法の考え方と同様に（この背景には、恩給法（1923 年成立。その当時においても国籍条項があった。）を受けて援護法が制定されたことがあげられる。すなわち、恩給法と援護法は対をなす。）国と一定の使用関係にある軍人・軍属等について国家補償の観点から給付を行うというために国籍要件を課したものである、さように心得ています。」さらに、先の北村局長の発言を受け、米沢議員は次の質問をしている。「…国と雇用関係があった者に国家補償の精神でやるのだったら、台湾人は国籍要件なんかいらんじゃないですか。」それに対して北村局長はこう対応した。「…そもそも外国籍にある者の戦争被害の補償は、それぞれその国との間の問題として外交的に解決されるべきものである、そういう判断があったのだと思います」と述べている。このことに関して付け加えると、平和条約等の規定には、外国人に対する補償は各国政府が行うという取り決めがあったのだ。

まとめると、援護法の基となった恩給法には一定の使用関係にある軍人・軍属等について国家補償の観点から給付を行うために国籍要件があり、援護法にも国籍要件が受け継がれた。その理由は、一定の使用関係にある軍人・軍属等に国家補償の観点から給付を行うためである。そして外国籍の者の被害は、外交関係により補償するものと考えていたため、国籍条項を撤廃し補償しようとの考えが政府には無かったのである。

2-2-4. 補償金額

それでは、補償金額に目を向けてみよう。戦後処理関連法は、補償金額の支払いによる補償を定めている。これらの法律は毎年または数年に 1 回改正され、補償金額が物価に対応した水準になるようにされている。いわゆる物価スライド制の導入である。【表 2-4】は現行制度の補償金額となっている。

【表 2-4】補償金額の比較

○本國制定法の				
法律	受給	形式	金額	回数
戦傷戦没援護法(99年制定) 対象本人重戦傷者場合	重戦傷者	年金	最低6万円 最高約0万円	毎年
「済任お戦没の遺族等 に対する恩給関係法(98年制定) 対象済任者軍務服ひもの	戦傷者本人	弔慰	20万円	一限り
	戦没遺族	弔慰	20万円	一限り
「和給國離者戦没遺族 へ弔慰金給」20年制定 対象戦没者本住軍務服ひもの	戦傷者本人	見舞	20万円	一限り
		老後遺族援 特給金	20万円	一限り
	戦没戦傷者 へ遺族	弔慰	20万円	一限り
○國制定法の				
法律	受給	形式	金額	回数
対民間権関係法 (97年制定) 対象國持本軍務服ひもの	10年以内 前死亡者の へ遺族	弔慰	3万円 (時約万円)	一限り

出典：田中宏（2003）『在日外国人新版』岩波書店（岩波新書）及び朴在哲「戦後補償立法運動の現状」及び戦争責任研究第 30 号（2000 年冬季号）日本の戦争責任資料センターを基に横山研究会国際班作成

援護法に基づき、日本の軍務に服していた日本人には、毎年「年金」という形で補償が行われている。1958 年から 2002 年まで支給されると、一人平均で約 4300 万円受け取ることができる。この

金額は内閣府が毎年だしている『社会保障統計年報』を基に算出した。補償金額は当時の物価を反映した額となっている。ちなみに1958年当時は、約2万円の支払いであった。

一方、旧植民地出身者への一時金の支払いを定めているのは⑩と⑪の2法律である。戦傷病者に対して一律200万円～600万円（⑪の戦傷病者への2種類の形式の支払い）の支給が一回行われた。また、3-1-1で詳しく述べるが、ちなみに特別永住者のうち在日韓国人は韓国政府からの補償（30万ウォン）も受け取ることができていない。

第3節 2章のまとめ

第2章では、本研究の対象となる特別永住者と戦後補償制度について見てきた。その結果、特別永住者は、かつて日本人であり日本人と同様の軍務に服していたこと、そして、国籍選択の機会が与えられずに外国人となり、戦後に設計された日本の戦後補償制度の、対象外になったことがわかった。第3章では、特別永住者の出身国の補償状況、日本の現在のスタンス、そして民間の活動について述べる。そのことにより、特別永住者を取り巻く環境および補償状況を別の面から明らかにする。

第3章 特別永住者に関する 取り組み

本章では、特別永住者の出身国である韓国・北朝鮮・台湾の政府による特別永住者への対応を日本との外交関係から通観する。また、日本政府の特別永住者への現在の取り組みを見ることで、特別永住者が補償をどの政府からも受け取ることができない「谷間の存在」であるということをはっきりさせる。さらに、この状況を当事者である特別永住者たちはどう捉え、どのような活動を行っているのか、この章では特に訴訟の経緯などを見ることで明らかにしていく。

第1節 特別永住者に対する戦後補償

本節では旧植民地国による特別永住者への補償を日本との外交関係から通観する。それにより、旧植民地国からの特別永住者への補償は現在なされていないことをその理由とともに明らかにする。

3-1-1. 韓国と日本の外交関係と戦後補償

韓国と日本は1965年6月に署名した「日韓基本関係条約」（「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」）により国交を回復し、戦後処理は「日韓請求権及び経済協力協定¹⁵」に基づいて進められた。条約の締結により、日本は韓国政府に対して無償供与3億ドル（当時日本円にして1080億円）と長期低利貸し付け2億ドル（当時日本円720億円）を支払った。これは韓国が請求権を放棄する代わりに、日本は経済協力を行うというものであった。これによって「両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が（中略）完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」とした（日韓請求権及び経済協力協定2条1項）。

韓国政府は無償の3億ドルから韓国国民への対日本政府請求の補償を行った。韓国が補償をする際の基となった法律が以下の2法である。1つは賠償金の扱い方を決め、補償を行うことを決定した法律「請求権資金の運用及び管理に関する法律」（1965年）であり、もう1つが支払い金額などを定めた「対日民間請求権申告に関する法律」（以下「申告に関する法律」）（1971年）である。この2法に基づき、日本からの無償3億ドルによって、日本政府への補償を訴える韓国国民へ補償を行っていったのである。

「申告に関する法律」によると、対象は「日本国によって軍人・軍属または労務者として召集もしくは徴用され、1945年8月15日以前に死亡したもの」（第2条1項）となっている。言い換えると、1945年8月15日までに死去した、軍人・軍属等として軍務に服していた人々の遺族が対象と

¹⁵ そのほかにも、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との協定」により、在日韓国人の永住権と強制退去等に関する対応が決められた。

なり、死亡した遺族に対して 30 万ウォン（当時約 17 万円）が 1 回のみ支払われることで、補償が完了とされた。

しかし、この補償からは韓国籍の特別永住者は対象外となった。その理由として 1945 年 8 月 15 日から 1965 年 6 月 22 日までの間に日本国に引き続き 1 年以上居住したことのある韓国国民は、「完全かつ最終的解決」から除外されたことから¹⁶、彼らは対日民間請求権補償の対象者からも除外されたのである。

日本からも日本人と比べてわずかしこ補償されず、韓国からも補償を受けることができなかった韓国籍の特別永住者が日本政府と韓国政府に対して抗議した具体的事例が以下のようなものである。名古屋市に在住の梁甲出・朴平高夫妻が、長男朴正基氏（1944 年 1 月 27 日、八丈島西方海域で戦死）の件で市民局に相談したところ、日本（旧厚生省）は、「日韓協定で一括解決されており、韓国政府から援護・補償を受けるべき」だとし、特別永住者が戦後補償を求めた際に大体のケースで証拠として政府側が打ち出す「完全かつ最終的な解決」の理論によって、補償を拒否している¹⁷。また韓国政府は、「日韓協定で解決されたのは、当時、韓国において日本軍に徴用された者について、以前から在日、日本で召集された者は適用されない。このケース（補償を受けられないもの達）は、当然、日本政府が支給すべきだ」との見解を示している¹⁸。

ではなぜ韓国政府は韓国籍の特別永住者に対しこのような姿勢をとっているのだろうか。韓国政府の姿勢としては 1965 年の「日韓請求権及び経済協力協定」によって、特別永住者の「外交的な保護権は処理」されたという判断が一般的である。しかし、実際のところは、終戦直後という時代背景を考えたときに、韓国政府は国家賠償を受けることによって国家を再建しなければならない、という政策課題に重点がおかれたために、主たる検討事由になっていなかった。在日韓国人の問題についても検討はされたが、当時は在日韓国人の永住権の獲得が目下の課題であり、戦後補償の問題について検討されるまでには至らなかった。

では時代背景も変わった現在はどうなのであろうか。現在も韓国政府は特別永住者に補償をしなければならない、と声高に日本に主張できない状況にある。その理由は、前述したように韓国政府は国内の戦後補償を死者の遺族にしかおこなっていないために、韓国国民から補償が不十分であるとの声が挙がっているからである。韓国政府がもし特別永住者への十分な補償を求めたならば、当然国内でも特別永住者と同様の十分な補償を実施しなければならなく、それができないと国内の反発を招くことは必至だからである。よって、1 年に 1 回開催される日韓局長級会談などで韓国側から補償問題について言及は軽くされるものの、それが深い議論に至ることはない。韓国籍の特別永住者はこのようにして外交関係と政治情勢の狭間で「忘れられた存在」となっていった¹⁹。

3-1-2. 北朝鮮と日本の外交関係と戦後補償

北朝鮮とは、1965 年に批准した日韓基本関係条約の第 3 条により韓国を「朝鮮にある唯一の正式な政府」と認めることで、正式な国交が結ばれていない。そのため、国家間補償も、国家を通じた補償も行われていない。戦後そのような膠着状態が続いていたものの 1989 年以降になりようやく国交正常化に向けての動きが出始めた。1989 年 3 月、竹下首相（当時）が衆議院予算委員会で北朝鮮との過去の関係について「反省と遺憾の意」を表明し、政府間の直接対話を呼びかけた。さらに

¹⁶ 協定の 2 条 2 項(a)において、以下のように定められている。

2 この条の規定は次のものに影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で 1947 年 8 月 15 日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に移住したことがあるものの財産、権利及び利益。

¹⁷ 詳しくは、日韓請求権及び経済協力協定 2 条 1 項の「両締約国は、両締約国及びその国民の財産、権利、利益ならびに、両締約国およびその国民の間の請求権に関する問題が……完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」との条文である。また、この条文により帰化すれば日本人と同じように補償される取り決めが廃止された。

¹⁸ 1973 年 12 月 6 日、中日新聞夕刊より。

¹⁹ この節を作成するにあたって、韓国大使館におけるインタビューを参考にした。快くインタビューに応じてくださった駐日本国大韓民国外交関係者の方には深い感謝の意を表したい。ヒアリングは 2004 年 10 月 19 日韓国大使館にて実施。

その後 90 年に北朝鮮を訪問した金丸元副総理が謝罪の意を示したことで、日朝国交正常化の交渉開始が提案された。

日朝会談は第 1 回の 1991 年 1 月から 2004 年現在も国交正常化に向けて続いている。会談の場は本来ならば日本側がかつての植民地支配について謝罪し、補償の金額や方法を相談するひとつの機会になるべきであったが、当初日本は北朝鮮の核査察問題について中心議題として持ち出した。その理由として、高崎 (1992) は「日本政府が、今でも朝鮮植民地支配に対する謝罪と補償の必要性を、深刻な問題として認識していないからであった」と述べている。会談でも日本と北朝鮮の歴史認識の違いが明らかになり、補償問題の解決には至っていない。

よって国家間補償も十分になされていない状態であることから、なおさら朝鮮「籍」²⁰の特別永住者が北朝鮮から補償を受けることは全くなかった。朝鮮「籍」の特別永住者が初めて補償を得たのは、【表 2 - 1】の⑩の法律による補償のみである。

3-1-3. 台湾と日本の外交関係と戦後補償

日本と台湾は 1952 年 8 月 5 日に日本国と中華民国との平和条約 (日華平和条約) を締結したことで国交が樹立し、補償に関する協議が開始された。この条約の第 3 条に基づき、台湾人の元日本軍軍人・軍属の戦死・戦傷病者に対する補償問題の解決は日華両国政府の特別取り決めによると定められた。

しかし、日本が 1972 年に署名した日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明 (日中共同声明) の「復交三原則²¹」が打ち出されたことにより、日華平和条約が廃棄されたために特別な取り決めによる補償問題解決が断念せざるを得なくなった。つまりこれ以降「永遠に解決不可能」になってしまった。

1975 年 2 月「台湾人元日本兵士の補償問題を考える会」の結成を契機に、朝鮮半島出身の元日本兵および軍属と同じ立場にあった人たちの補償問題に対する社会的関心が高まり、台湾在住の 13 人は、補償要求を求め 1977 年 8 月に訴訟を起こした。1985 年 8 月二審判決 (原告敗訴) においては特別な取り決めによる補償問題の解決が断念したことを考慮して、「控訴人らは、ほぼ同様の境遇にある日本人と比較して著しい不利益を受けていることは明らかであり……早急にこの不利益を払拭し、国際信用を高めるように尽力することが国政関係者に対する期待である」と付言した²²。この付言が補償要求運動に弾みをつけ、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」などの 2 法が制定され、日本からは最高で 400 万円の補償がなされた。

しかし、終戦から 40 年近い歳月が過ぎてからなぜこうした支払いに至ったのだろうか。この 2 法はその趣旨を「人道的精神に基づき」定めるとしている (同法 1 条)。石井 (1991) はこのことについて、「台湾住民でありながら、旧日本軍または旧軍属として戦争に参加して死亡もしくは負傷した者に対する法的責任を認識して国家補償を行うものでなく、『人道精神』に基づく弔慰である」と述べている。つまり、日本が自発的に戦争責任を認識して、支払いに臨んだわけではなく、あくまで人道的援助という立場で弔慰金の支払いを行うに至ったのである。なお、特別永住者への台湾からの支払いは国交が現在存在しないことから未だに一切なされていない。

第2節 日本の特別永住者への補償の現状

第 2 章からは現下の日本の戦後補償法には国籍条項が設けられており、特別永住者は日本政府から補償を受けられないということが明らかになり、本章の前節までで、各出身国からも特別な外交

²⁰ 本来は国籍がないために「籍」と表記することは非妥当であるが、ここでは便宜的に朝鮮「籍」として使用する。

²¹ 中国 (北京) の承認 (2 項)、台湾の中国領承認 (3 項) 及び日華平和条約の廃棄 (外相声明の形式で発表) のことをさす。

²² その後、平成 4 年 4 月 28 日に最高裁に上告をしたが、上告は棄却された。しかし、最高裁においても改めて付言がなされている。

関係から補償を受けることができないことがわかった。それでは、現在日本の特別永住者へのスタンスはどうなっているのだろうか。現在の状況が改善されることはありうるのであろうか。

本節では日本政府のスタンスについて委員会と国会の審議録及び日韓局長級会議での発言から、把握を試みたい。

3-2-1. 特別永住者への戦後補償をめぐる国会審議

特別永住者の戦後補償の問題が日本の立法の現場である国会においてどれだけ審議されているのか見ることにする。ここでは、特別永住者の補償問題について、何かしらの言及があった会議を取り上げて見る。この数量的見地からみると、平成に入ってから 30 回の審議が衆参両議院で行われている（【図 3-1】参照）。この表からもわかるように、戦後補償の問題の多くは援護法及び恩給法等の値上げに際して、野党議員が特別永住者の存在について、触れるという形で取り上げられている。

ではこの中でどのような議論が行われてきたのだろうか。ここでは 147 回平成 12 年 5 月 17 日に行われた内閣委員会会議録から与党・野党のスタンスや議論を考察したい。

この会議では虎島和夫自民党議員外 4 名と山本孝史民主党議員がそれぞれ特別永住者の戦後補償に向けての法律案（一時金支給の案）を提出し審議を行っている。その内容を要約すると虎島議員は「在日韓国人旧日本軍軍人・軍属等の方々に対する補償の問題につきましては…（中略）…完全かつ最終的に解決済みであります」としながらも、「（前略）…日韓のはざまで関係者の高齢化が進展している等の状況にかんがみ、人道的精神に基づき、在日韓国人旧日本軍軍人・軍属戦没者遺族等に対して弔慰の意等を表すための所要の措置を講じることが急務であると考え、ここに本案を提出した次第であります。」と発言し、本会議内の他の与党議員の発言から見ても、あくまで完全かつ最終的に解決しているものの、『人道的見地』から補償を行うといったスタンスにたっている。

これに対し、民主党議員の提出した法案は現下の国籍条項が憲法第 14 条や国際人権 B 規約（自由権規約）26 条に反する疑いがあるという高裁判決を取り上げると同時に、「外務省の 1982 年調査でも、米英仏西独は、外国人元兵士等に自国民とほぼ同様の一時金または年金を支給している事実も看過できません」と言及している。民主党議員提出法案の補償の内容は特別永住者等である旧軍人・軍属等であった戦傷病者で障害の程度のあるものに「現行の戦傷病者戦没者遺族等援護法と同等の給付を行います。」というものである。つまり、日本の法的責任を問い、援護法で日本人が補償されていると同等の額を支払うべきだと主張している。

この審議の結果、多数原理から与党案が通ったのだが、審議から明らかになった重要なことはあくまで、自民党のスタンスとしては法的に問題はなく、また補償問題は完全に解決されているが、関係者が高齢であることなどを考え、人道的に配慮したものである、といった考えが変わることはないこと、そして野党からは国籍条項の違法性を認め、日本人と同等の補償をすべきであるといったスタンスであることがわかった。

【図 3-1】 国会における会議で特別永住者の戦後補償問題に言及しているもの（平成のみ）

回次	院名	会議名	号数	開会日付
154	参議院	憲法調査会公聴会	2号	平成14年05月15日
151	参議院	総務委員会	5号	平成13年03月29日
151	参議院	厚生労働委員会	4号	平成13年03月27日

150	衆議院	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	14号	平成12年11月22日
150	衆議院	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	12号	平成12年11月16日
147	参議院	総務委員会	10号	平成12年05月30日
147	参議院	総務委員会	9号	平成12年05月25日
147	衆議院	内閣委員会	6号	平成12年05月17日
147	参議院	国民福祉委員会	13号	平成12年03月30日
147	衆議院	厚生委員会	5号	平成12年03月24日
147	参議院	総務委員会	5号	平成12年03月23日
147	衆議院	内閣委員会	1号	平成12年03月08日
145	参議院	本会議	40号	平成11年07月28日
145	参議院	国民福祉委員会	4号	平成11年03月23日
145	参議院	予算委員会	15号	平成11年03月16日
145	衆議院	厚生委員会	5号	平成11年03月12日
145	衆議院	内閣委員会	3号	平成11年03月09日
142	参議院	国民福祉委員会	4号	平成10年03月19日
140	参議院	厚生委員会	4号	平成09年03月25日
140	衆議院	厚生委員会	6号	平成09年03月19日
136	参議院	厚生委員会	4号	平成08年03月26日
134	参議院	厚生委員会	1号	平成07年10月31日
132	参議院	厚生委員会	4号	平成07年03月16日
130	参議院	決算委員会	閉5号	平成06年09月16日
126	参議院	内閣委員会	3号	平成05年03月29日
126	衆議院	予算委員会	9号	平成05年02月16日
123	参議院	予算委員会	13号	平成04年04月08日
123	衆議院	内閣委員会	6号	平成04年03月26日
123	衆議院	外務委員会	2号	平成04年02月26日
123	衆議院	本会議	7号	平成04年03月03日

出典：国会会議録検索システムから、発言者が特別永住者の戦後補償問題について言及しているものを検索。
そのデータを基に横山研究会国際班が作成。

3-2-2. 特別永住者への戦後補償についての日韓局長級会談での言及

前節で現下の日本の与野党がいかなる見地にたって、取り組んでいるかということ考察した。それでは外交的側面からは日本はいかなる立場をとっているのであろうか。

日韓局長級会談の内容は秘密文書であるために、閲覧することができないが、平成11年3月16日の参議院予算委員会において、当時外務大臣であった高村外相が今井澄議員に質問された際にこのことについて言及している。

今井澄

外務大臣にお尋ねしたいんですが、日韓局長級協議というのが毎年あると思いますが、この問題で韓国側からこれを何とかしてくれという問題提起、毎年このところされているんですか。

高村正彦

平成三年一月に日韓両国の外相間で、在日韓国人の法的地位及び待遇に関する覚書に署名を行って以降、右問題に関する今御指摘の日韓局長級協議を毎年実施しているわけであります。その協議の場において、近年韓国側より、援護法の国籍条項を撤廃して在日韓国人への補償の道を開いてほしいという要望が来ているわけであります。これに対して日本側からは、一九六五年の日韓請求権・経済協力協定第二条一により、日韓両国の間では、在日韓国人の援護法に係る主張を含め両国及び両国民の間の請求権の問題が完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認している旨、応答しているところでございます。韓国側に対してはそういう応答をすると同時に、韓国側の要望については関係省庁にお伝えしているところでございます。

上記に見られるように、韓国側から国籍条項の撤廃を求められているにもかかわらず、日本は一貫して「完全かつ最終的に解決された」という対応をしている。

以上、国内での議論、国外への対応を見ても、日本の与党（2004年時点で自民党）はあくまで特別永住者への戦後補償の問題は「完全かつ最終的な解決をした」という姿勢を固持していることが明らかとなった。「人道的観点」からという理由で、一時金による補償を行っているが、これは野党及び韓国側から求められている国籍条項の撤廃とは性格を異にするものであり、与党のスタンスが変わらない限り、現行の戦後処理関連法における国籍条項撤廃はそのままでは非常に難しい状況下にあることがわかった。

3-2-3. 「平和条約国籍離脱者の戦没者遺族への弔慰金等支給法」成立の経緯

これまで見てきたように日本政府（与党）の考えとして、頑なに「完全かつ最終的な解決」という立場を取り続けたのにもかかわらず、2章でも述べたように2000年に「平和条約国籍離脱者の戦没者遺族への弔慰金等支給法」が成立したのはなぜであろうか。あくまで「人道的観点」であり、一時金という扱いでありながらも政府のスタンスとして一步前進したということは考察に値する。しかし、特別永住者の中では、補償でなく「人道的見地」からの「弔慰金」という形での支払いに納得していないものも多い²³。

この法律が制定されるきっかけは、国内の裁判の判決で立法不作為を指摘されたこと、国籍条項は法の下での平等に反する疑いがあることを指摘され、特別立法の制定を目指す流れが国会内にも、市民グループにもあったことである。決定的になったのは、当時官房長官であった、野中広務氏が「今世紀末に、どういう処置がお互いの気持ちをやわらげるのか、われわれの責任を果たせるか、検討していく」とのコメントにより設置された、自民党政務調査会内に設置された検討チームの働きによる²⁴。つまり、司法府からの付言や各方面からの潮流によって与党が動き出す結果になったのである。

第3節 特別永住者の取り組み

ここまで政府のやりとりなどを中心に見てきたが、実際に特別永住者本人たちは戦後補償受給にむけてどのような取り組みを行っているのだろうか。ここでは、特別永住者の起こした訴訟、及び市民団体の取り組みなどから、現在の運動を見ていく。

3-3-1. 特別永住者による戦後補償請求裁判

²³ 内海愛子氏のヒアリングより 平成16年11月4日恵泉女子学院大学にてヒアリング実施。

²⁴ 参考：朴在哲（2000）「戦後補償立法運動の現状」『戦争責任研究』第30号（2000年冬季号）日本の戦争責任資料センター p.2-5

戦時中に日本人と同じ軍務についても関わらず、戦後処理関連法における国籍条項により補償を受け取ることが出来ない特別永住者は訴訟という形で、今日の現状に対する不満の声をあげている。例えば、平成7年10月11日判決の大阪地方裁判所における特別永住者である鄭商根氏が起こした裁判では、鄭氏は「原告と被告国(日本)との間において、原告が戦傷病者遺族等援護法に基づく軍人・軍属として同法の援護を受ける地位にあることの確認する」ことを求めた。このことから分かるように、特別永住者は、日本人と同様の補償を求めている。そして訴訟数は90年以降増え、2000年までで、60件を超える訴訟が起こされている²⁵。

90年代以降訴訟の数が増えた要因は4つあると言われている。岡田(2002)によれば、第1の要因は東アジアにおける冷戦構造の終焉と軍事独裁政権の崩壊である。各国の軍事独裁政権は冷戦構造の中で、強権的支配を正当化しながら、戦後補償のカードを使って日本から援助を引き出していたため、個人の請求を抑えていた。また第2の要因は、被害当事者の高齢化である。当事者が自分が死亡する前に、政府に非を認めさせたいという思いが、戦後補償裁判という形をとって表れている。第3の要因は、日本の世論において、80年代以降「戦争加害者としての日本国民」という視点が自覚されるようになり、歴史認識の見直しが進められていたこともあげられる。第4の要因は戦時から戦後期にかけての資料の公開が進んできたことが進められる。裁判の際に根拠となるような資料がこの時期から出始めたということもあげられる。このようにして、裁判という形をとって被害者は声をあげているのだが、ほぼ全ての裁判で棄却もしくは敗訴している(【表3-2】戦後補償要求裁判主要例参照)。このことについては4-2で詳しく述べる。

【表3-2】戦後補償要求裁判主要²⁶例

訴訟番号	訴訟	判決	裁罰	結果
①	台湾元軍属補償事件	S.57.2.26	東地裁	棄却
		S.60.8.26	東高裁	棄却
		H4.4.28	最裁	棄却
②	在韓国元軍属訴訟	H6.7.15	東地裁	棄却
		H10.9.29	東高裁	棄却
		H13.4.5	最裁	棄却
③	元軍属在韓援護 傷害請求却却訴訟	H7.10.11	大庭裁	棄却
④	強制徴用等対補償 強制徴用等対補償 強制徴用等対補償 戦傷戦没遺族援護法補償請求 事件	H8.11.22	東地裁	棄却
		H14.3.28	東高裁	棄却
⑤	損害賠償等 障害請求却却訴訟事件	H9.11.17	大庭裁	棄却
		H11.10.15	大庭裁	棄却
		H13.4.13	最裁	棄却
⑥	損害賠償等 恩給棄却却却訴訟事件	H10.3.27	京地裁	棄却
		H12.2.23	大庭裁	棄却
		H14.7.18	最裁	棄却
⑦	恩給棄却却却訴訟事件	H10.7.31	東地裁	棄却
		H11.12.27	東高裁	棄却
		H13.11.16	最裁	棄却

出典：TKC 法律情報データベース『LEX/DB インターネット』を基に、横山研究会国際班が作成

3-3-2. 市民団体の取り組み

特別永住者に対する戦後補償の問題に関して、各地の市民団体からも声が挙がっている。これらの市民団体の個々の主張は、その支援対象となる当事者が戦時中に被った被害によって細部が異なるものの大まかに彼らの主張をまとめると、日本人と同様の補償を実施することだと言えるだろう。より詳しく言えば、戦後補償の対象者から特別永住者を外すことを規定している国籍条項の廃止、または国籍条項を廃止した場合と同程度の日本からの支払いを各市民団体は求めているのである。市民団体の活動内容は、当事者に対する金銭的な補助や裁判や補償請求申請時の手続きの支援や、議員へのロビー活動やこの問題に関する国民の認知度を高めるためのマスコミへの働きかけ、事実を風化させないための交流イベントの企画など多岐に渡る。また各市民団体ともに、当事者の

²⁵ 岡田正則(2002) 「戦後補償裁判の動向と立法的解決」 池明観ら編 『日韓の相互理解と戦後補償』 p. 132

²⁶ 今回はBC級戦犯による訴訟は、戦傷病者遺族等援護法に関わる訴訟というよりも、謝罪要求の訴訟であったため除いた。

支援を活動の基本としていることから、特別永住者の意見に耳を傾ける機会が多い。そのため市民団体の活動方向性には、彼らの意思が大いに含まれていると考えても構わないであろう。

数ある市民団体の中の一つである「戦後補償を求める会」²⁷にヒアリングを実施したところ、この団体では先ほど述べた活動に加えて、さらにロビー活動の一環として、条約批准国の人権に関して管理している国連の人権規約委員会にもカウンターレポート制度を利用し、日本には差別状態が存在することを、世界に投げかけるという活動も実施してきたらしい。

また市民団体の取り組みに加えて、「弁連協」（戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会）の会内グループで、「外国人に対する戦後補償の問題には法的にも矛盾があり、不徹底なまま解決されていない」として日本の戦後補償訴訟を請け負った弁護団が中心となって創った「弁護士の会」（戦後補償立法を準備する弁護士の会）が、1995年に「外国人戦後補償法」の試案を作り、衆議院議員会館での記者会見の席上で公表するなどの活動をしてきた。

このように、日本の中でも一部の市民団体が戦後補償の問題の解決に向けて積極的に行政や立法府、司法府やマスコミそして国際機関に働きかけ活動しているのである。

第4節 3章のまとめ

第2章、第3章と通して、現状把握を試みてきた。ここから明らかになったのは、特別永住者は各出身国からの関係から見ると、現在外交的な解決手段を一切持たないこと、また日本政府は「完全かつ最終的な解決をした」という一貫したスタンスをもち続けていることである。これに対し、訴訟や市民運動などで特別永住者は声を挙げているものの根本的な解決には現在至っていない。これらの検証を通じて、特別永住者は各出身国・日本双方から補償を受けることが出来ない「谷間の存在」であるということがわかった。

4章では、このように補償を受けることができない現状である特別永住者に補償すべき主体はどこなのか、さらに国籍条項は存在することが認められる妥当性を持つのかを検証していく。

²⁷ 戦後補償を求める会の歴史や活動内容等の記述の際、戦後補償を求める会事務局の方に対するヒアリングとその際拝見した資料を基に記述している。快くインタビューに応じてくださった戦後補償を求める会の事務局の方には深い感謝の意を表したい。

第4章 補償主体と国籍条項の 妥当性の検討

第2章において、特別永住者が日本人であり日本人と同じ軍務に服しながらも、国籍条項の存在により日本人と同等の補償を受けられていないことが分かった。彼らに対しては【表 2-1】の⑩と⑪の2法によってのみ補償されている。しかし、どちらも補償金額は日本人と比べると、わずかであり支払いも一回のみで終了している。このことから日本国籍を持っている者に対する補償と比べ差がまだまだ大きいことは事実である。日本が彼らへ補償する場合には、援護法等における国籍条項の撤廃が必要である。そして第3章から特別永住者が、彼らの出身国からもまったく補償されていない谷間の存在であることが明確になった。加えて日本のこの問題に対しての「(補償問題は)完全かつ最終的に解決した」というスタンスにより、彼らへの補償を行うことが極めて厳しい現状を認識した。

さて、補償に関して一つの疑問が浮かび上がるだろう。それは特別永住者の軍人・軍属に対する補償は、日本が必ずしも行わなければならないのだろうか、ということである。韓国や北朝鮮、台湾が支払うべき必然性はないのだろうか。さらに国籍条項の設置により対象が限定していることに正当性があるとは考えられないだろうか。

この疑問を解決するべく、比較事例として第二次世界大戦後、植民地を保有していたヨーロッパ諸国はどのような補償を植民地出身者の軍人・軍属およびその関係者に対して行ってきたのかを明らかにする。また国籍条項に対する妥当性を、法律論的な内外の声をもとに分析していく。内側の声としては、特別永住者によって国籍条項の撤回と戦後補償の支払いを求めた裁判の判決から、そして外側の声としては、包括的な人権保護を定めた国際法、国際人権規約の観点から、から見ていく。

第1節 補償すべき主体

日本の朝鮮半島や台湾出身者への補償は日本人と比べて著しい差があった。しかしこのような差異は日本だけなのか。それとも世界的に差を設けることが潮流であったのだろうか。このことを確認するために、各宗主国で同じ敗戦国であるドイツ、イタリア、加えて戦勝国側のイギリス、フランスの軍人・軍属そしてその関係者への戦後処理に焦点をあてる²⁸。

²⁸ 各国の戦後処理全般（国家間補償、企業による補償など）について詳しく知りたい方は、朝日新聞戦後補償問題取材班（1994）『戦後補償とは』朝日新聞社。または内海・越田・田中・飛田監修（1992）『ハンドブック戦後補償 シリーズ・問われる戦後補償（別冊）』梨の木舎を参考。

【表 4-1】各国の軍人・軍属への補償一覧表

国	制定	法條	内容
旧西ヱ	19年	戦傷犠護法	外国軍人属關係者服役の際 被害受者國內同様補償
	19年	ルセブル翁	ドヱ軍時勤に於被害受者の たいては同道族等並に
	10年	ベギ条約	
	10年	スイ条約	
10年	オスリ条約		
イタア	10年	イタア条約	割讓域外經國シマアトア の國内官軍軍服に於被害 受者はの處の總括を規
	19年	戦争金関る 諸規統法典	旧オスリ、ソビエト等 とて發口に者補償
フランス	19年	戦傷犠金典	軍と間大差設ず法國あると 植民地者あを律補償受る アジシア、アト、北極地國軍人 軍属に勤に於独後制補償
イギリス	19年	社保障	第次擧戦は99年英國
	19年	陸海軍金関る 枢院令	軍隊獲被害受者全國 年金給

出典：奥原敏雄（1992）「欧米諸国における戦傷犠牲者の補償制度」法学セミナー452号を基に横山研究会国際班が作成

【表 4-1】から戦勝国、敗戦国は各国の法律または協定により、自国民、植民地出身者を問わずに、また戦後独立しても各宗主国はかつて自国のために軍務に服し被害を被った者とその関係者に補償を行っていることが見てとれる。しかも補償は、自国民と同様の補償を行う、「内外人平等主義²⁹」が採られているため支給額には差がない。

他国と比較して浮かび上がる日本の相違点の1点目は、国籍条項の存在により自国民と同じようにすべての軍人・軍属及びその関係者が、補償対象として平等に扱われていないことである。2点目は、特別永住者に対する補償金の支給方法が一時金のみで年金形式がないことである。また3点目は、補償金額の差である。以上のことから、日本だけが特殊な戦後補償を行っていることが見て取れる。

以上のことを踏まえ、戦後補償の国際的基準である内外人平等主義に基づき、かつての宗主国であった日本は特別永住者に対して補償を行う必要がある。また、具体的な補償内容としては、日本人と同様の補償になる。

第2節 国籍条項の妥当性の検証 I

前節において日本が補償主体であり、さらに補償する内容が明確になった。しかし、日本は戦後処理関連法の国籍条項により、内外人平等の原則に反する補償を行っている。そこでまず、この国籍条項に対して日本の司法府がいかなる判決を出しているのかを確認していく。

²⁹奥原(1992)によると「内外人平等主義とは、自国民と外国人を区別することなく、すべての戦争犠牲者に平等な補償と待遇を与えること」

4-2-1. 日本の最高裁判所の判決

特別永住者は、日本と自身の属する国どちらからも補償されていないという現状と国籍条項によって戦後補償の対象外とされていることへの不満の表明、またその解決のために日本に対する補償請求訴訟を起こし始めた。これらの裁判の主な争点は、「国籍条項は日本国憲法 14 条（法の下での平等）違反」であることを主張している。1992 年の最高裁判所（以下、最高裁）での判決以降、一貫して国籍条項は「違憲ではない」という判断をくだし、原告「棄却」としている。

本節では特別永住者が提起した裁判を扱わず韓国籍の人々が、提起した裁判を扱う。その理由は、韓国籍の人が提起した裁判が非常に多いこと。またそれらの裁判が、他の先行研究等をみても判例研究の上で重要であることがあげられる。よってここでは、最新の代表的な最高裁の判決である平成 13 年 4 月 5 日、平成 13 年 11 月 16 日、平成 14 年 7 月 18 日の判決をまとめることで司法府の国籍条項に対する判断を示すこととする。

I. 国籍条項について

単なる韓国籍のみということで補償から除外することは、合理的理由のない差別を禁止する憲法 14 条（法の下での平等）の趣旨に反する。しかし当時（援護法に盛り込んだ国籍条項設定時）軍人・軍属等への補償問題は政府間の外交交渉によって解決されることが予定されていたため、国籍条項が（援護法など）形成されたと考えられる。ゆえに立法当時においては国籍条項形成には合理性があった。

II. 今日における懸念

日韓請求権・経済協力協定の締結及びその実施に伴う日韓両国における諸立法により、在日韓国人の軍人・軍属等への補償がなされることなく、補償の途も閉ざされてしまったことにより、補償についての差別状態が生じていることは否めない。

III. 処遇の方法

確かに著しい差別状態や不利益な状態に特別永住者の軍人・軍属の人々は置かれているが、社会保障上の在留外国人の処遇について、国は特別の条約が存在しない場合、関係する国家との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済、社会的諸事情等を参考にし、総合的な政治判断により特別永住者に対する処遇（どの程度及び内容の援護を行うか）を決定できる。その際の判断は、立法府の裁量的判断にゆだねられている。この決定があつて、はじめて補償内容が具体的に決まるものであるから、この決定がない限り国籍条項を違法とすることはできない。

4-2-2. 論点の整理

以上の判決を整理すると、

- A. 韓国籍という理由だけで、補償対象から除外することは合理的な理由に基づく差別ではないので憲法 14 条に反する。
- B. しかし、当時は外交交渉によって解決の途という、合理的な差別理由が認められた。そのため合憲であった。
- C. しかし、今日では外交交渉も無くなり、日本国内においても補償される途が閉ざされている。
- D. つまり合理的な差別理由の欠落が起り、特別永住者のおかれている状況は同様の境遇におかれている日本人に比べ、差別状態が生じていることは否めない。
- E. しかし、この問題は司法府は確固とした判断をすることはできない。
- F. なぜならば、補償を定めた条約はないので、立法府は様々な要素を参考にしようとして補償内容や程度を決める権限があるからだ。つまり立法府による救済の途が残されている。
- G. 立法府の判断が下され、特別永住者に対する補償において差別状態が依然として維持されていたとき、はじめて国籍条項が違憲となる。

以上の最高裁の判断により、国籍条項は妥当性があるものではない、ということが読み取れる。また補償の決定主体を、日本（立法府）としていることから、特別永住者に対する戦後補償は日本が行う必要性を示唆している。しかしながら、最高裁が国籍条項は違法であるとの判決がないために、日本政府に対して改正の法的拘束力は働かない。そのため、司法府がいかにか言おうとも、改善への道のりは遠いのである。ちなみに立法府に裁量的判断が与えられていることの根拠としては、三権分立が挙げられる。三権分立の観点から、司法府は高度に政治的な判断力が求められる事案（今回の国籍条項と補償問題）に対しては、立法府の判断なしには確固とした判断、ができないのである。なお、大阪高等裁判所（1999年11月10日）では「国籍条項は憲法14条に違反する恐れがある」との判決がだされ、国籍条項への違法性の認識が法曹界でも強くなっているよう見える。

第3節 国籍条項妥当性の検証Ⅱ

前節において最高裁判所の判決から、国籍条項の違憲の疑いが示された。同時に補償を行う主体が日本であることも間接的に示された。次に本節では、海外からの国籍条項の判断をまとめることとする。ここでは、全般的な人権保障を定めた、国際人権規約との整合性をみていく。そこで、4-3-1では、国際人権規約とその監視機関の規約人権委員会の説明を行う。4-3-2では規約人権委員会からの国籍条項の勧告を記す。4-3-3では、勧告が出されながらも撤廃への動きが起らない理由を、「自動執行的性格」というもの軸に解き明かしていく。そして最後にセネガル・ケースと呼ばれるものを紹介することで、勧告の重み、そして戦後補償に関する意味付けを再確認したい。

4-3-1. 国際人権規約と規約人権委員会とは

原告側からの主な主張内容は、「国籍条項は日本国憲法題14条違反ではないか」ということであった。これに加えて、原告やこの問題に係わる人々が国籍条項の違法性ということを主張する根拠に、国際人権規約違反ということも同様に主張している。それでは、まず、国際人権規約について、その次に監視機関であり、国際人権規約の裁判所的立場（法的拘束力を持たないが）の規約人権委員会について説明していく。

まず、国際人権規約は、世界人権宣言（1948年12月10日採択）に基づき、より具体的にかつ法的拘束力を持たせるものとして、1949年より作成された。「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」から成る。日本は1979年6月21日に両規約を批准している。両規約とも人権実現に向けての義務を定めており、両規約が認めている権利を実現するための立法措置を取ることを要求している。具体的内容として、社会権規約は労働に関する権利、生活に関する権利（教育や家族保障など）がある。自由権規約では、生存権や、身体・移動・表現の自由、などが定められている。またそのほかにも関連するものとして、「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」があり、自由権規約に掲げる権利の侵害を締約国の個人による通報を認め、規約人権委員会で審議する制度を定めている。ちなみに、日本はこの選択議定書を批准していない。また自由権規約の第6条が死刑について定めているが、これに関して死刑廃止を目的とする選択議定書、正式名称「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書」が作成され、1989年に採択された。日本はこれも未批准である。

次に規約人権委員会だが、規約人権委員会は自由権規約28条に基づいて設置された、自由権規約の監視機関である。規約締結国の政府から提出された、規約が定める権利の実現のために取った措置と状況の報告書の審査や、この規約に掲げる権利の侵害について個人からの申し立てを審理する。簡潔に言うと自由権規約の監視機関である³⁰。規約人権委員会に対して、自由権規約を批准し

³⁰ 18名の委員から構成されている。規約人権委員会の役割など詳しくは、自由権規約第28条から45条を参照。

た国々は5年に1回、国内の人権状況を報告しなければならない。国からの報告書、さらに、カウンタレポートというNGOや個人が提出することができる報告書により、規約人権委員会の審議に幅をもたすことができるようになってきている。これらを基礎に規約人権委員会は、各国の人権保護の状況を審議し判断する。ちなみに戦後補償の国籍条項に関しては、政府からの報告書には一切記載されていない。

4-3-2. 規約人権委員会からの勧告

さて93年10月日本が提出した規約実施状況の報告に対して、規約人権委員会から国籍条項に関して勧告（審査を行った国を拘束するものではない）が出されている。その内容は旧植民地出身者に対する補償の適用除外は「自由権規約26条³¹（法の前の平等）に合致するように廃止されるべきである」との勧告であった。加えて規約人権委員会から、国籍条項に関しては社会権規約の2条³²（人権実現の義務）、9条³³（社会保障についての権利）にも反するとの勧告が出されている。

つまり、規約人権委員会からも日本が国籍条項を撤廃し、旧植民地出身者すなわち特別永住者に対して戦後補償を行うことを求めていると解することができる。しかしながら、日本は勧告に従わず、国籍条項を撤廃していない。その理由は4-3-4で詳しく述べる。

4-3-3. セネガル・ケース

日本は規約人権委員会からの勧告に従わなかったが、フランスでは、以前に植民地出身者の元軍人・軍属への戦後補償に関する問題で、規約人権委員会から勧告が出された。その際フランスは規約人権委員会の勧告に従い、戦後補償の是正をおこなった。以下、この事案を見ていくことで日本対応と比較する。

フランスは前章で確認したように、自国民と植民地出身者への補償を内外人平等の原則から補償を行っていった。しかしながら、旧植民地セネガルが独立してから15年経った1974年事態が発生した。セネガル人の元フランスの軍人・軍属への補償額の物価スライド制が廃止され、実質補償額に内外で差が発生したのだ。つまり、フランスの元軍人・軍属とセネガル人との間に補償の年金に差が生じたのだ。この事態に対して旧植民地出身者のセネガル人で、フランス軍に従事していた、イブラヒム・ゲイエ他742人は、1987年規約人権委員会に、自由権規約26条（法の前の平等）違反であると訴えた（通報番号196/1985）。この際、訴えることを可能としたのが、フランスが批准していた「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」である。

規約人権委員会での審議の結果、1989年4月、年金のスライド制凍結つまり支給額の差は自由権規約26条に違反するとした。フランス政府はこれを受けて、是正措置を取り、再び内外民が平等

³¹ 自由権規約26条：「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する」

³² つまり、これは批准した国は人権規約にあうように国内の法律を変えなければならないとする規定である。社会権規約2条1項「この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する」

2項「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」

3項「開発途上にある国は、人権及び自国の経済の双方に十分な考慮を払い、この規約において認められる経済的権利をどの程度まで外国人に保障するかを決定することができる」

³³ 社会権規約6条1項「この規約の締約国は、労働の権利を認めるものとし、この権利を保障するため適当な措置をとる。この権利には、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生計を立てる機会を得る権利を含む」

2項「この規約の締約国が1の権利の完全な実現を達成するためとる措置には、個人に対して基本的な政治的及び経済的自由を保障する条件の下で着実な経済的、社会的及び文化的発展を実現し並びに完全かつ生産的な雇用を達成するための技術及び職業の指導及び訓練に関する計画、政策及び方法を含む」

に扱われることになった。これは「セネガル・ケース」といわれ、日本の特別永住者への戦後補償問題のような、類似のケースの先例的位置を占めている³⁴。

フランスでは規約人権委員会の勧告を受けて是正措置をとったが、類似の事例で勧告を受けた日本は、改善の行動を取ることがなかったのである。

そして、このケースから、戦後補償についての大切なベンチマークとなりうる見解が、先の勧告の後に出されている。その内容は、「注意すべきは、(障害・遺族)年金が国籍のゆえに支給されるのではなく、過酷においてなされた軍務のゆえに通報者らに支給されるものであるという点である。(中略)年金の支給の根拠は軍務を提供したことにあるものであり、セネガル人もフランス人も提供した軍務は同じである。」というものである。つまり、軍事恩給の支払いというものは、国籍によって対象者を決めるのではなく、自国の軍務についていた者全てに対して、軍務の対価としてその国が支払うものであるのだ。

以上、規約人権委員会での国籍条項と、主体をまとめると、国籍条項は自由権規約 26 条に合致するように廃止するべきだと、勧告されている。このことから、国際法的に国籍条項は非妥当であり、補償するのは日本であることが明らかになった。

4-3-4. 自動執行的性格

規約人権委員会から、「自由権規約 26 条に合致するように廃止されるべきである」との勧告が出ながらも日本は従っていない。監視機関である人権規約委員会からの勧告は、法的拘束力は持たないが、裁判所の審査・判決と同じ位置に値するであろう。つまり、自由権規約違反ということを示しているのである。それでは、なぜ日本は勧告の意見を取り入れないのであるか。その原因は自動執行的性格という、特別の立法措置を持たずとも国内で効力を認められ、そのまま国内で適用可能な性格を有する規定の否定である。

日本の裁判所は規約人権委員会からの勧告に対して「規約人権委員会の意見はわが国の裁判所の社会権・自由権両規約について解釈を法的に拘束するものではない」(1999 年 10 月 15 日大阪高等裁判所)として、自動執行的性格を否定し、是正措置を取る必要性を排除している。具体的には社会権規約 2 条を批准した国は人権規約にあうように国内の法律を変えなければならないとする規定である。しかし日本は、1 項の「漸進的に達成する」を引き、人権実現の実行は立法機関の国内裁量にゆだねられていると解釈している。さらに 2 項の「自動執行的性格」を通説とは違った立場で否定し、法律の改定をおこなっていない。つまり人権実現の義務への行動は国内の判断次第ということであり、強制的に改正する必要はないと捉えている。難民条約のときは社会保障の実現を実現する義務規定(自動執行的性格)があり、条約を批准した場合、国内の法律を条約にあわせて改正する必要性(義務)が発生したため、日本は改正をおこなった。自動執行的性格の否定に関して、佐藤(2001)は「これ(自動執行的性格の否定)は日本国内の通説にも反する」と言っている。

では、通説とは何か。日本は憲法 98 条において、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定義していることから、「条約は特別の立法の必要なしに国内で法としての効力を有するという説が、圧倒的多数で通説である」と岩沢(1985)は言っている。つまり、国際人権規約を国内法に適用する、自動執行的性格を認めるのが通説であるのに、それを行っていないのである。

司法院が自動執行的性格を否定している理由のひとつには、自由権規約 26 条と憲法 14 条(共に法の前[下]の平等を規定)を全く同じものと見ていることがあげられる。平成 10 年 9 月 20 日東京高等裁判所の判決から見てみる。この判決では国籍条項は違反ではないとされた。その理由として、司法院は「この自由権規約は、締約国の領域内にあり、且つその管轄下にあるすべての個人に対して、法の下での平等を確保しようとするものであるから、合理的な差別までは禁止していない。

³⁴ 参考：内海愛子・越田稜・田中宏・飛田雄一監修(1992)「フランスのセネガル人元兵士に対する戦後補償」『ハンドブック 戦後補償』(シリーズ〈問われる戦後補償 別冊〉) 梨の木舎 pp.190-191

したがって、B 規約 26 条は憲法 14 条と同趣旨であり、国籍条項は憲法 14 条に違反していないため、B 規約 26 条にも違反していない」という認識となるからである。

司法府がこの解釈を行う理由は、憲法 14 条と自由権規約 26 条を同一視していることである。4-1 で明らかになったように、国籍条項の問題は行動に政治的な理由により司法府は判断できないのである。そのため、仮にも自由権規約の自動執行的性格を認めてしまうと、司法府は自由権規約の自動執行的性格を認めることで、国籍条項が違法であるとの判断をしてしまうことになるのだ。

第4節 本章のまとめ

本章においては、日本が補償すべき主体であるか否か、国籍条項の妥当性の是非を各国との戦後補償の比較、日本の最高裁判所の判決、そして国際人権規約とその監視機関である規約人権委員会からの判断をもとに分析してきた。

各宗主国との比較から、どの宗主国も内外人平等の原則により差別なく補償していることが明らかになった。また国籍条項を維持して特別永住者に対する戦後補償を実施していないことを、日本の内外から批判を受けている。日本内部からは、最高裁判所の判決において国籍条項への違憲の疑いを指摘することにより日本が補償する必要性があることを示唆されている。また、人権について定めた国際法である国際人権規約とその規約を管理している規約人権委員会からも、自由権規約に当てはまるよう国籍条項を撤廃すべきだとの勧告を受けており、規約 26 条において国籍は差別の合理的理由とならないと指摘されている。このようなことから、日本が国籍条項を廃止し、特別永住者で軍人・軍属だった人々にも補償する必要があることがはっきりと判明した。

第5章 政策提言

－特別永住者への支払いに向けて－

本章では、ここまで明らかにしてきた特別永住者への補償の現状を踏まえた上で、特別永住者が「谷間の存在」であるという状況をいかに解決すべきか明らかにする。

第1節 「人道的観点」からの支払いの必要性

今までの流れをまとめると、第2章からは現状の日本の戦後処理関連法には国籍条項というものが存在し、特別永住者は補償対象から除外されていることがわかった。第3章では特別永住者を取り巻く戦後補償の現状を知ることで、特別永住者が補償を受けることのできない「谷間の存在」であるということが明らかになった。第4章からは他国との比較、国内の戦後補償裁判、また規約人権委員会からの自由権規約 26 条³⁵違反でないか、という勧告と国際人権規約における自動執行的性格を否定などの例から、日本が戦後処理関連法において定めている国籍条項には非妥当性があり、特別永住者に対して補償する責任があることがわかった。

これらのことを踏まえて本政策提言で主張したいことは、最低限の補償として日本政府が特別永住者に対して、「日本人と同額の支払い」をすべきであるということである。これは必ずしも「国籍条項」の撤廃と同義ではない。これについて以下説明していきたい。

これまでの流れから見ると、第4章で見たように最高裁判決や規約人権委員会の勧告から、日本が現在戦後処理関連法に国籍条項を定めていることは妥当ではなく、特別永住者への補償は「国籍条項」の撤廃という形で行われることが普通ならば当然と思われるだろう。本研究でも国籍条項の撤廃が理想的な目標ではある。

しかし、第3章でも見たように、現在の日本の政府のスタンスは「日韓請求権及び経済協力協定」によって「完全かつ最終的な解決」をした、という理由から特別永住者への補償を行うことはない。つまり、実現可能性として国籍条項の撤廃によって、日本政府が補償を行う可能性は非常に低いと考えられる。なぜならば、二国間協定によって補償の問題も含め、「完全かつ最終的な解決」をしたと定めているので、もし国籍条項を撤廃すると「補償」をしなければならないこととなり、そうすると今までの政府が堅持してきた「補償問題は解決済み」という姿勢に矛盾が生じるからである。よって、国籍条項の撤廃という形での解決は現状ではあり得ないのである。

それでは、どうしたら特別永住者の現状が解決されるのであろうか。ここにその参考になるケースとして、1985年に制定された「台湾出身の特別永住者に対する弔慰金支払い」など2法と、2000年に制定された「平和条約国籍離脱者の戦没者遺族への弔慰金等支給法」である。これらの新法に

³⁵ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 第26条 「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。」

共通していえることは、あくまで補償ではなく、「人道的観点」から見た「弔慰金」という扱いであるということである。つまり、日本政府は「人道的」という立場をとれば、支払いを過去に行っている。

これらをまとめると、現状では「補償」という形で特別永住者に支払いをすることが難しいことから、最も実現可能性が高い方法は「人道的観点から見た支払い」になるといえるだろう。

それでは、そのような支払いに対して特別永住者は納得ができるのだろうか。確かに、明らかな謝罪でない「人道的観点から見た支払い」に対して拒否反応を示す特別永住者もいるであろうことは確かである。ただ、謝罪や事実確認、説明責任など多くの要素を含んでいる戦後補償の中でも「日本人と同額の支払い」が特別永住者の求める最低限の基準であるということがヒアリングなどから明らかになった³⁶。

これらのことを踏まえると、政府は「補償」という形ではなく、「人道的観点」からならば支払いをすることが可能であると考えられ、特別永住者にとっても求めている最低限の基準である「日本人と同額」の支払いを受けることができれば、「谷間の存在」であるということに対する解決への最初のステップとなり得る。まとめると、政府が国籍条項をなくした時と同じ額、つまり日本人と同額の支払いを「人道的観点」から行うことで、ひとつの解決となるのではないかと、本研究では考える。

この考えを元に次節では、特別永住者への支払いのために新法を制定することを具体的に提言したい。

第2節 「平和条約国籍離脱者の軍人・軍属及び遺族等への弔慰金支給法」制定の提言

本節では特別永住者の軍人・軍属へ支払いを行う上での提言を行いたい。ここで提言する法は「平和条約国籍離脱者の軍人・軍属及び遺族等への弔慰金支給法」である。本法の特徴としては「援護法及び恩給法適用時と同額の支払い」、「遡及支払い」、そして補償ではなく「人道的観点からの弔慰金」、法の設立に伴う「特別永住者弔慰基金の設置」の4点がある。このことについて説明を以下行う。

援護法及び恩給法適用時と同額の支払い

今まで特別永住者に対しては、援護法及び恩給法においては「国籍条項」により、排除されてきた。2000年になり「一時金」として200万円（最大400万円）が「平和条約国籍離脱者の戦没者遺族への弔慰金等支給法」の基に支給されたものの、これは同程度の障害状況にある日本人と比べるとかなりの差が生じている。本研究及び本法では特別永住者は補償を受けるべき権利（軍務についていた当時は特別永住者は日本国籍）を持つとし、また4章で示したように国籍条項が妥当でないことから、そもそも特別永住者は日本人と同額を受け取るべき理由があることから、特別永住者の軍人・軍属で国籍条項で排除されていたものに対し、日本人と同額の支払いをすべきことを適当とする。

遡及支払い

本法ではまた、遡及して支払いを行うこととする。上述したように、援護法等に附せられた国籍条項は妥当でないことから、援護法及び恩給法が適用された年からの支払いが必要と考えられる。また「日本人と同額の支払い」をするということを目指に掲げているので、当然「遡及」という方法をとることになる。よって、国籍条項がなかった場合に援護法が適用されるものについては、1952年4月から、恩給法が適用されるものについては1953年8月から遡及して弔慰金の

³⁶ 恵泉女子大学内海愛子教授、戦後補償を求める会事務局の方のヒアリングより

支払いを行う。

人道的観点からの弔慰金

この部分が本法の一番の特徴である。5-1 で示した通り、国籍条項は非妥当性が明らかにありながらも、現在の政府の姿勢が変わることはない。しかし、当事者が高齢である、また政策の実現可能性を考えた時に、補償という形ではかなりの時間がかかることが予測されることから、できるだけ早く政策が打ち出される方法を考える必要がある。そこで、前例がある弔慰金という形であるならば、支払いの可能性がかなり高くなる。もちろん謝罪ではない「人道的観点から」の支払いに納得しないものもいると思うが、謝罪や国家の責任を認めること、事実確認などを含んだ全般的な「補償」に向けた第一段階という位置づけをもって、まずは「補償」の中でも「お金の支払い」という部分に着目し、「日本人と同額補償」という最低基準を満たすために弔慰金という形をとる。

特別永住者弔慰基金の設置

本法の設立に伴って、しかるべき法人を制定することとする。これを「特別永住者弔慰基金」として、特殊法人と定める。支払いに際して政府から独立した団体を置くことは今川ら（1999）も指摘しており、個別の受給資格の認定や補償金の支払いは政府からの独立性を認められた機関によって行われることが必要としている。そこで、本政策提言でも特別永住者弔慰基金を設置することにより、政府が直接行うよりも柔軟な対応ができる機関を作ることを目指す。

この4点の特徴から本法が示すところは、「特別永住者の補償要求を最低限満たし、さらに政府としても法の施行をしやすい」という点である。もちろん理想の形での法ではないが、「実現可能性」に重きを置いたときに、このような折衷案が必要になるのではないだろうか。さて、実際に法を制定し、弔慰金支払いを行う上では基金における様々な具体的施策が必要になる。そこで次節において必要となる施策について詳しく見ていく。

第3節 特別永住者弔慰基金

－政策提言の実現可能性を高めるために－

本節では特別永住者弔慰基金の設置について、より詳しい検討を行う。特別永住者に弔慰金を日本人と同額支払うことで、もっとも大きな検討課題となり得るのは財源であろう。そこで、弔慰金支払いを可能にするための基金の形態をここで提言する。ここでは①基金の目的、②対象者、③基金の仕組み、④試算と支給額の決定、⑤財源の検討、⑥運用方法の確定、⑦支給方法の確定、⑧基金によるその他の事業についてそれぞれ説明する。

① 基金の目的

本基金の目標としては「サンフランシスコ条約による国籍離脱者で、国籍条項によって戦後処理関連法の対象から除外されたものについて、弔慰金支払いを行う」というものである。

② 対象者

この基金における支払いの対象者は特別永住者で軍人・軍属・準軍属及びその関係者であったものとする。これは援護法及び恩給法の対象者で国籍条項によって除かれたものと全く同様のものとする。詳しい区分は付録にあるとおりである。

また特別永住者で軍人・軍属・準軍属であったものの人数は岡田（2002）が自著の中で90年厚生省発表資料から述べている44万人9524人という仮定のもと、論述していく。なおその内訳は以下の通りである。

【表 5-1】 旧植民地出身者軍人・軍属の人数

	朝鮮	台湾	合計
人数 (戦没者)	24 万 2341 人 (2 万 2182 人)	20 万 7183 人 (3 万 306 人)	44 万 9524 人 (5 万 2488 人)

出典：岡田正則（2002）「戦後補償をめぐる日本政府の対応」 池明観ら編 『日韓の相互理解と戦後補償』 日本評論社 p.111 より

③ 基金の仕組み

ここでは基金がどのような仕組みによって、特別永住者に弔慰金支払いを行っていくのかを確認する。この基金では【図 5-2】のような関係で支払いを行うものとする。

本政策提言では「特別永住者弔慰基金」は特殊法人とする。多くの特殊法人が今日独立行政法人化している中で、あえて特殊法人に定めるのには理由がある。この基金は政府からある程度独立した自主性と弾力性が必要になると述べたが、その性質を満たすものとして特殊法人や独立行政法人が考えられる。ここでそれぞれの違いを確認すると、

特殊法人：

明確な定義はないが、毎年度発表されている「特殊法人総覧」によると「政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業の経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当せしめては、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等に、特別の法律によって独立の法人を設け、国家的責任を担保するに足る特別の監督を行うとともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて能率的な経営を行わせようとするものである。」という見解を示している。

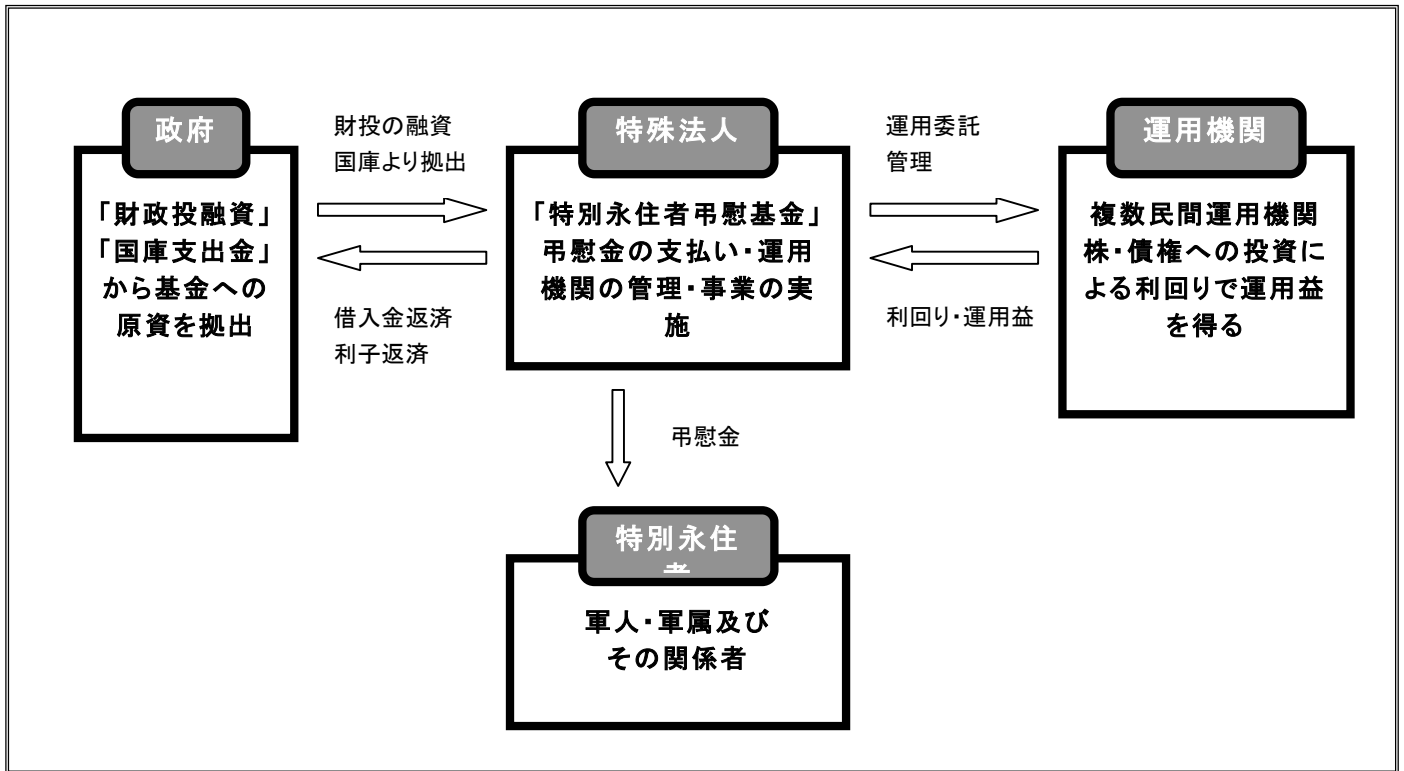
独立行政法人：

独立行政法人とは独立行政法人通則法第 1 節通則第 2 条第 1 項で規定されているところによると、「『独立行政法人』とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。」となっている。

これらの定義の上では明確な違いを見ることが難しいが、独立行政法人が特殊法人と異なる点は、資金調達に国の保証が得られないこと（民間企業と同じ）、法人所得税や固定資産税など公租公課の納税義務が生じることなどである。

ここで、基金が特殊法人であるべき理由は、特別永住者弔慰基金は「弔慰金支払い」という性質を持つために、安定的・継続的に運営される必要がある。そのために国による保障や税の緩和措置が必要と思われるためである。また、財政投融资などからの資金調達がよりしやすいという観点から見ても、特殊法人という形態をとることが適当であると考えられる。ただし、官僚の天下り先や、多くの赤字を出している特殊法人が軒並み独立行政法人化していることから考えると、いずれ独立行政法人化することや、しかるべき監査機関を設け、癒着などを阻止する必要性があると思われる。

【図 5-2】 特別永住者弔慰基金の組織図



出典： 横山研究会国際班が独自に作成

④ 試算と支給額の決定

ここでは実際にどれだけの費用がかかるのか、特別永住者の軍人・軍属及びその関係者への支給額の設定とその試算を行うことにする。5-1で述べたように特別永住者の軍人・軍属及びその関係者は「日本人と同額の支払い」とするため、現在日本人が主に受け取っている恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の支給金額を試算に用いる。

社会保障統計年報の最新のデータ（平成15年度版）では、2001年度までの恩給費及び戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況が明らかになる。よって、ここでは2001年度を基準にして、支給額等の計算を行う。社会保障統計年報によると、恩給費の総額は、1兆5300億円である。そのうち軍人に対して支払われるのが、1兆1160億円となり、約73%を占める。現在軍人恩給の支給されている人数は約135万人で、一人当たり平均約86万の支給を年間受けている。また、援護法による支給は約3万7千に対して総額716億円支払われ、一人当たり約190万円の支給となっている。物価スライドにより、支給額は毎年物価に対応した金額になっている。

①で仮定したようにここでは特別永住者の支給者数を44万9524人とする。ここでは概数での計算になるため44万人で試算を進める。

全員が軍人恩給費を受け取る場合

$$440,000 \text{ 人} \times 860,000 \text{ 円 (一人当たり)} = 378,400,000,000 \text{ (3784 億円)}$$

が一年に必要となる。

全員が援護法による支給を受け取る場合

$$440,000 \text{ 人} \times 1,900,000 \text{ 円 (一人当たり)} = 836,000,000,000 \text{ (8360 億円)}$$

が一年に必要となる。

よって、総額は1兆1344億円が一年あたり必要な金額であり、特別永住者の軍人・軍属及びそ

の関係者への支払いに必要な。

また、遡及総額は岡田(2002)を基にすると、2兆円となるので、これを遡及総額と定め、財源の検討などにこの数値を使うこととする。

⑤ 財源の検討

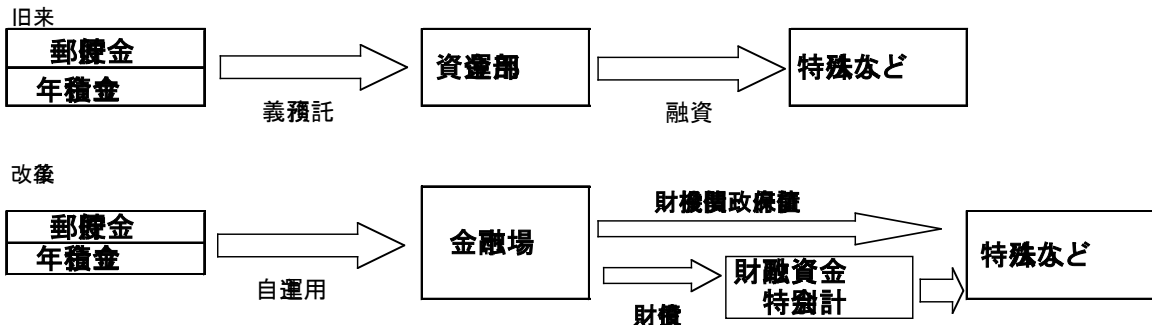
本研究では、特別永住者弔慰基金から特別永住者への補償金の支払いを行うとした。本基金が実際に弔慰金を支払い、事業を開始する際には財源が必要となる。そこで本研究では財政投融资の利用を提言する。

財政投融资とは

財政投融资とは、川北(2004)によれば「財政投融资は、国の信用に基づいて調達した資金等を用いて、民間では困難な大規模・超長期のプロジェクトの実施や民間金融では困難な長期・固定・低利の資金供給等、国の政策目的の実現のために行う政府の金融的手法による活動を総称したものである」としている。すなわち、国が集めた資金を、民間では行われぬプロジェクトや資金の供給を、国が政策目的を実行するための活動を指す。今回の、特別永住者弔慰金基金では、特別永住者に対して長期的かつ安定した弔慰金の支払いが必要であるため、財政投融资による資金の獲得が好ましいと考える。

財政投融资の原資について説明すると、2001年までは郵便貯金や年金積立金の莫大な資金が大蔵省の資金運用部に預託され、資金運用部が特殊法人等に融資を行っていた。しかし、時が経つにつれ、民間部門が幅広く対応するようになったこと、また資源配分の観点から非効率的な要素が拡大したこと、それに短期間の運用に問題点が生じた。そのために2001年に省庁再編に伴い、財政投融资の関係法律「資金運用部資金法等の一部を改正する法律」が施行され、資金運用部の預託が廃止された。その結果、独立行政法人等は、自主的な資金の調達が求められるようになった。ここで、旧来の制度と改革後の制度の違いを【図5-4】を見ることで、資金の獲得方法を明らかにする。

【図5-4】旧来と改革後の財政融資制度と資金の流れ



出典：地方債制度研究会『平成13年度 地方債のあらまし』を基に横山研究会国際班作成

改正後の財政投融资の仕組み

2001年度までは、【図5-4】の上記の流れであったような流れであった。再確認すると、郵便貯金等が大蔵省の資金運用部に預託され、そこから特殊法人等に融資された。郵便貯金しかし2001年度以降は自主的に市場原理において資金調達をすることが必要となった。特殊法人等が資金調達をする方法は3点ある。一つが、「財投機関債」と呼ばれる、特殊法人自身が発行する発行する債券である。二つ目は、財投機関債では資金が集められない場合に、政府の保証を受けて、特殊法人等が発行する「政府保証債」がある。そして、最後に「財投債」という国の信用に基づき一括して効率的に国が資金を集めることを目的とした債権がある。

本研究では、3種類の資金の獲得手段のうち「財投債」による資金の獲得が適切であると判断する。その理由としては、本基金では弔慰金の支払が主たる事業であり、それは利益を出す行為ではない。そのため、自主的に大きな利益を出すことがないためである。市場の信用を得て資金を回収することが望めない。また、政府保証債は、基金が政府の保証のもとに債券を発行するため、国からの弔慰という意味合いがなくなってしまう。それゆえ、財投債という形式での資金獲得が重要となる。

なお、2002年度では、財投債は、財務省「平成14年度国債・政府保証債の発行予定額」では約34兆3500億円の発行となっている。財投債の金利は、国債の市場金利に即して利率が決められており、運用の際にはこの金利にも十分留意して収益率を予測、投資を行わなくてはならない。

⑥ 運用方法の確定

基金による弔慰金支払いを行うとして、どのようにその資金を用意し、支払いを行っていくのだろうか。援護法及び恩給法で日本人には国家予算から補償金が払われているが、新たな基金を作ることによって新たな支出を生み出すとなると、様々なところからの反発が予想される。

そこで本基金では財政投融资を基本とする運用益によって、弔慰金を支払うことを提言する。財投から運用益を生み出すために、ここでは基金が民間の運用機関に運用を委託し、その利回りによって、弔慰金、政府への返還、またその他の事業運営費等に当てることを提言する。資金運用にあたり、留意すべき事項がいくつかある³⁷。

まず、長期にわたり資産を安全かつ効率的に運用するために、リスク・リターンの特徴が異なる複数の資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式など）に分散して投資することが不可欠である。

また、投資する株は財務内容の安定性が高く、かつ、流動性も比較的高い大型優良銘柄を中心に保有し、運用していく。

このように、民間運用基金に運用委託をし、安定的な運用を行うことで、運用益を生み出し、そこから弔慰金支給を行うことで、支出を増やすことなく支給が行えることから、本政策がより受け入れられやすくなると考えられる。

⑦ 支給方法の確定

⑥で述べたように、資金の運用利回りにより安定的に運用益を得て、そこから特別永住者に支払いを行う。支払方法としては、国債の発行、直接支払いなどいくつかの方法が考えられるがここでは、年金での振り込みによる支払いが適切であると考えられる。これは、現在日本人にも同様の方法で行われているため、ここでも同じ方法をとる。前述した台湾の特別永住者への一時金支払いなどは記名国債という方法がとられているが、これは期限付きであり、公平性の観点から考えると適切ではない。

よって、本基金からの弔慰金支払いは日本人に行われているのと同様に直接支払いの形態を持つておこなう。

⑧ 基金によるその他の事業

本基金は弔慰金の支払いに留まらず、この特別永住者の戦後の問題の認知度をあげられる事業を運用や支払いと同時に行う。

事業の一つとして、特別永住者の存在を知ってもらうと同時に、より多くの方々に支えられる基金として存続するために、募金活動を実施する。また、戦時中の様子を後世に伝えるためにも、博物館から戦時中の物品などを博物館等に収集する作業に対しての補助などを行う。

³⁷ ここでは、同じように安定的な資金運用と、巨額の財政投融资等を利用する年金資金運用基金の管理業務を参考にする。
参照：年金資金運用基金ホームページ <http://www.gpif.go.jp/>

5-4. 本章のまとめ

以上、政策提言として新法「平和条約国籍離脱者の軍人・軍属及び遺族等への弔慰金支給法」の制定を提案した。かなり実験的な検証が多いのでこの法を実際に施行するにあたっては、難しい点が多いかもしれない。ただ、本政策提言の貢献として、今まで補償問題は「払うか払わないか」、「謝罪か否か」という両極端な意見が対立していることから解決の途が開けなかったものに対して、双方の主張点を分析し、折衷案を提案すること、また具体的な政策として基金の設置と財投債の利用という試案を示すことで、より現実を踏まえた実現可能性の高い提言となっていると考えられる。

終わりに

本研究での主張は特別永住者への戦後補償において、「国籍条項」に非妥当性があるため、日本政府が何らかの状況改善を講じなければならないが、現在の政府の姿勢からは「補償」による解決が難しいことから「人道的観点による弔慰金」により、解決の一途となることを示唆した。

本研究の構成をここでもう一度まとめると、外交関係からの検討、国会審議録などによる現在の日本のスタンスを明らかにしたことで、特別永住者がどこからも補償を受けられていない谷間の存在であるという指摘をした。そして日本が主体となり特別永住者への補償を行う必要性、日本の戦後補償関連法における「国籍条項」の非妥当性を明らかにした。そして現状の日本の状況を考慮に入れたときに、実現性のより高い「人道的観点による弔慰金の支払い」を提言した。

以上、本研究では一貫して特別永住者への支払いの必要性を論じてきたわけだが、この問題は単に補償問題に留まらない、多くの問題を示唆する政策的含意を持ち得る。

一つに戦後直後に定められた政策によって、現在に至るまでの時間がたつ間に政策の恩恵を受けると受けない人の間にかなりの差が生まれてしまったということがある。つまり、最初はその違いを深く認識はしていなくても、時間の流れの中で、その差は取り返しのつかない大きいものになり得るのである。そのことを考えたときに、現在行っている政策がどれほど将来的に続いていくものかを想定した上での政策決定が常に重要になってくる。

また、国籍というものを政策上で扱うことの難しさも浮き彫りになってくるであろう。本研究では、特別永住者は現在日本国籍を持ち合わせていないものの、戦時下においては日本国籍を持ち合わせていた。このことが、本研究で特別永住者にいくばくかの補償をすべきとの問題意識なのだが、補償問題にとどまらず、どの時点での国籍保持者をその国家の「国民」と捉えるかの問題はこれから慎重に考えていかなければならない課題である。

最後に、そもそも戦争というものがなければこの補償問題は起こらなかったものであり、戦争が持つ社会的コストの大きさについて再考する必要があるだろう。戦争そのものの軍事費などはもちろんだが、試算でも明らかになったように、かなりの補償額が日本人の戦没者・遺族には支払われており、この補償はかなり長い期間にわたり、支払われていくであろう。戦争により、多くの人的資本が失われるに留まらず、半恒久的に財政的な支出を負うことになるのである。

本研究では特別永住者への公平な対応を求めたが、それと同時に戦争がそもそも起こらない「平和」な状態が訪れることを望む。

付録

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象者

① 軍人とは

区 分	説 明
ア 軍 人	陸海軍の現役、予備役、補充兵役及び国民兵役にあり召集又は志願により国民軍に編入され者
イ 準軍人	陸軍の見習士官、海軍の候補生・見習尉官及び陸海軍の学生生徒等
ウ 文 官	陸海軍部内の文官、従軍文官等

恩給法に規定された旧軍人軍属及び文官であるが、援護法ではこれらを「軍人」と称している。

②-1 軍属とは

区 分	説 明
ア 陸海軍部内の有給軍属	陸海軍部内の有給の嘱託員、雇員、庸人、工員、鉦員などで戦地等で勤務した者等
イ 日本赤十字社救護員	日本赤十字社令により陸海軍に属して戦時衛生勤務に従事した救護看護婦、救護医員等
ウ 配属雇庸人	従軍文官以外の雇庸人で陸海軍に配属され戦地等で勤務した者
エ 船舶運営会船員	国家総動員法により設立された船舶運営会に所属し軍の代行機関として軍務に従事した乗組船員等
オ 満鉄軍属	陸海軍の指揮監督により軍務に従事した南満州鉄道(株)等の国策会社の職員等

軍属として本邦等に勤務した場合は、原則として旧陸海軍の共済組合員として処遇されたが、事変地及び戦地勤務者には共済組合員としての処遇が行われなかった。

③ 準軍属とは

区 分	説 明
ア 被徴用者等	国家総動員法に基づき総動員業務に従事した者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民徴用令、船員徴用令等により徴用され、国の行う総動員業務や政府が管理する工場等の総動員業務に従事した者等 ・ 軍需会社法により指定された軍需会社の従業員及び現員徴用者等

	・学校報国隊員、女子挺身隊員、国民勤労報国隊員等
イ 戦闘参加者	陸海軍の要請に基づいて戦闘に参加した一般邦人等。（沖縄などにおいて、軍の要請により物資の運搬などの軍事行動に参加した者など）
ウ 国民義勇隊員	閣議決定により組織された国民義勇隊の隊員として陣地構築作業及び疎開作業などに従事した者等
エ 満州国開拓要員	閣議決定により組織された満州青年移民、満州開拓青年義勇隊員、義勇開拓団員として関東軍の指揮のもとに陣地構築等の軍事に関する業務に従事した者等
オ 特別未帰還者	終戦後、ソ連軍により連行され強制労働に従事させられた一般邦人等
カ 内地勤務軍属	戦地及び事変地以外の地域において陸海軍部内の有給軍属として勤務に従事したが、陸海軍の共済組合員として処遇されなかった者等
キ 防空従事者	防空法に基づき組織され又は地方長官の命を受け、防空業務に従事した防空医療従事者、警防団員、学校報国隊防空補助員、防空（船舶）監視隊員等

準軍属とは、法令又は命令等により軍人又は軍属の行う業務の補完的業務に従事した者である。

出典：宮城県ホームページ『戦傷病者戦没者遺族等援護法の概要』
 〈<http://www.pref.miyagi.jp/syahuku/engo/gaiyou.htm>〉
 （2004/11/10 アクセス）より抜粋

※本研究での「軍属」は、この資料で言う「軍属」「準軍属」の両方を含んでいる。

参考文献

《先行論文》

- 今村嗣夫・鈴木五十三・高木喜孝（1999）『戦後補償法』明石書店
- 岡本雅亨（1999）『ウォッチ！規約人権委員会—どこがずれてる？人権の国際基準と日本の現状』
日本評論社
- 佐藤哲夫「戦後補償における在日韓国人元軍属の法的地位と国際人権規約」『ジュリスト』
No. 1202（2001年6月10日号）有斐閣 pp. 284-285.
- 田中宏（2003）『在日外国人新版』岩波書店（岩波新書）
- 中川淳司「戦後補償における在日韓国人軍属の取り扱い」『ジュリスト』No. 1157.（1996年
6月10日）有斐閣 pp. 242-244
- 日本弁護士連合会編（1997）『国際人権規約と日本の司法・市民の権利——法廷に活かそう
国際人権規約』こうち書房
- 萩野芳夫（1996）『判例研究 外国人の人権—国籍・出入国・在留・戦後補償』明石書店
- 民族差別と戦う連絡協議会（1989）『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法——在日旧植民地出身者
に関する戦後補償および人権保障法制定を目指して』新幹社

《参考文献》

- ICLU 社団法人自由人権協会編（1993）『国際人権規約と日本の人権—JCLU カウンターレポ
ート93—』明石書店
- 跡田直澄編（2003）『財政投融资制度の改革と公債市場』税務経理協会
- 阿部浩巳・今井直（1996）『テキストブック 国際人権法（初版）』日本評論社 pp. 27-38
- 安藤仁介（1988）「国際人権規約委員会による当事国報告の審査について」『法律時報』
日本評論社
- 石井昭夫（1991）『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』明石書店
- 内海愛子・越田稜・田中宏・飛田雄一監修（1992）『ハンドブック 戦後補償』
（シリーズ〈問われる戦後補償 別冊〉）梨の木舎
- 小田滋、石本泰雄編（2003）『解説 国際条約集』三省堂
- 岡田正則（2002）「戦後補償をめぐる日本政府の対応」池明観ら編『日韓の相互理解と戦後補償』
日本評論社
- 奥原敏雄（1992）「欧米諸国における戦争犠牲者の補償制度」『法学セミナー』
通巻452号 37巻8号（1992年8月号）日本評論社 pp. 52-55.
- 呉文二・島村高嘉（2004）『金融読本（第25版）』東洋経済新報社
- 田中宏（2002）『在日コリアン宣言』岩波書店
- 田中宏（1980）『日本の中のアジア—留学生・在日朝鮮人・「難民」』大和書房
- 地方債制度研究会編（2001）『平成13年度 地方債のあらまし』地方財務協会
- 「敗戦50年」企画実行委員会編（1996）『アジアを鏡として戦争が見える』社会評論社
- 朴在哲（2000）「戦後補償立法運動の現状」『戦争責任研究』第30号（2000年冬季号）
日本の戦争責任資料センター p. 2-5
- 朴鐘鳴編（1999）『在日朝鮮人—歴史・現状・展望—』明石書店
- 畑博行・水上千之（2002）『国際人権法概論（第三版）』有信堂高文社
- 藤原弘道（1997）「戦傷病者戦没者遺族等援護法の国籍条項・戸籍条項により在日韓国人である
旧日本軍の軍人軍属を同法の適用外とする取り扱いは、いわゆる日韓請求権・経済協力協
定の締結後は、憲法14条に違反する疑いがあるとされた事例—元日本軍属在日韓国人援護
法障害年金請求却下処分取り消し訴訟」『判例タイムズ』No. 945（1997年9月25日号）判
例タイムズ社 pp. 346-347

- 村下博 (2002) 『在日韓国・朝鮮人の人権保障と戦後補償問題』池明観ら編『日韓の相互理解と戦後補償』日本評論社
- 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定 (昭和40年条約第27号) の締結後いわゆる在日韓国人の軍人軍属に対して援護の措置を講ずることなく戦傷病者戦没者遺族等援護法附則2項を存置していたことと憲法14条1項」『判例タイムズ』No.1063 (2001年9月1日号) 判例タイムズ社 pp.109-113
- 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定 (昭和40年条約第27号) の締結後いわゆる在日韓国人である旧軍人等について恩給法9条1項3号を存置した事と憲法14条1項」『判例タイムズ』No.1104 (2002年12月15日号) 判例タイムズ社 pp.147-150
- 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定 (昭和40年条約第27号) の締結後大韓民国在住の韓国人について恩給法9条1項3号を存置した事と憲法14条1項」『判例タイムズ』(2002年3月1日号)判例タイムズ社 pp.74-85
- 「TKC 法律情報データベース『LEX/DB インターネット』」
 <<http://report.jbaudit.go.jp/org/h14/2002-h14-0635-0.htm>> (2004/08/13 アクセス)
- 「外務省 ホームページ 人権」
 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2a_001.html> (2004/07/27 アクセス)
- 財務省 財政投融资リポート2004
 <<http://www.mof.go.jp/zaito/zaito2004/zaito2004.html>> (2004/11/11 アクセス)
- 年金資金運用基金ホームページ
 <<http://www.geif.go.jp/>> (2004/11/11 アクセス)

《引用文献》

- 岩沢雄司(1985)『条約の国内適用可能性：いわゆる“self-executing”な条約に関する一考察』有斐閣
- 川北力編 (2004)『図説 日本の財政 (平成16年度版)』東洋経済新報社 p.73
- 「在日朝鮮人の処遇の推移と現状」(1955)『法務研究』43集3号湖北社 p.5
- 佐藤哲夫「戦後補償における在日韓国人元軍属の法的地位と国際人権規約」『ジュリスト』No.1202 (2001年6月10日号) 有斐閣 pp.284-285.
- 田中宏 (2003)『在日外国人新版』岩波新書
- 手塚和彰 (1996)『外国人と法』第二版 有斐閣 p.58
- 樋口雄一 (2002) 『日本の朝鮮・韓国人』同成社
- 高崎宗司 (1992)「朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) の補償要求」内海愛子・越田稜・田中宏・飛田雄一監修 (1992)『ハンドブック 戦後補償』(シリーズ〈問われる戦後補償 別冊〉) 梨の木舎

《データ出典》

- 「在日朝鮮人の処遇の推移と現状」(1955) 『法務研究』43集3号 湖北社 p.5
- 国立社会保障・人口問題研究所 (総理府社会保障制度審議会事務局) 編『社会保障統計年報』(各年度) 法権 (社会保険法規研究会)
- 青山善充・菅野和夫(2004)『六法全書』有斐閣
- 宮城県ホームページ『戦傷病者戦没者遺族等援護法の概要』
 <<http://www.pref.miyagi.jp/syahuku/engo/gaiyou.htm>> (2004/11/10 アクセス)